

令和6年度 四国地方整備局総合評価落札方式等に係る実施方針

【工事】
令和6年度
総合評価落札方式等実施方針



令和6年度実施方針について

- ◆四国は急峻な地形、脆弱な地質の上、南北で極端な降雨特性を有するなど極めて厳しい自然条件に立地するとともに、南海トラフに伴う海溝型地震（M8～9クラス）が今後30年以内に70～80%の発生確率と算定されており、四国に暮らす約400万人の安全と安心を確保できる体制の継続的な確保が不可欠となっている。
- ◆また、四国は全国に先駆けて人口減少が加速、老年人口の割合も全国平均より約10年早いペースで進展する中、地域の存続に向けては各種の地域計画等と連携した必要な社会基盤を整え、維持していくことが求められる。
- ◆一方、全国的に人材不足が叫ばれる中、建設業への就業者数も平成9年をピークに約3割減少、高齢化が進む中、四国で建設業を営む者は最近の20年間で約3～5割も減少しており、このままでは災害等をきっかけに地域の社会基盤が機能を失い、地域崩壊を招くことが危惧される。
- ◆このことから四国地方整備局では、良好な社会インフラを将来にわたり安定的に整備・保全するために必要な担い手となる地域建設業及び建設コンサルタント等を確保・育成していくことを目的に、「やりがいとワーク・ライフ・バランスが両立した環境の実現」、「生産性の高い建設生産システムの実現」、「サステイナブルな四国の安全安心の実現」を3本柱として各種取組を進めることとする。

やりがいとWLBが両立した環境の実現	生産性の高い建設生産システムの実現	サステイナブルな四国の安全安心の実現
満足度の高い仕事(=社会的なプレゼンス)とプライベートの両立した業界を目指す。	人口減少時代を見据え、DXの活用等により労働生産性を向上し、新3K(給料、休暇、希望)を目指す。	少子高齢化が先行する四国のインフラの担い手として、建設業界の持続可能な発展を通じて四国の安全・安心を提供し続けることを目指す。

～地域の守り手確保のために地域建設業の存続を目指して～

現状分析を踏まえ、今後更なる分析を進めるとともに、以下の3項目に配慮した総合評価落札方式を実施する。

1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

- ① WLB推進企業の評価（法令に基づく認定を受けた企業を評価）【拡充】
- ②-1 週休2日制(発注者指定方式)の拡大 【拡充】
- ②-2 完全週休2日達成証明書交付(「達成証明書」を交付された企業の加点評価)
- ②-3 WLBに配慮した「完全週休2日(土日祝)」の試行 【拡充】
- ②-4 週休2日履行証明書交付(「履行証明書」を交付された企業の加点評価)【廃止】
- ③-1 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅰ(現場代理人の経験を主任(監理)技術者の経験と同等評価)
- ③-3 若手技術者及び女性技術者の配置を促す評価方式Ⅲ(配置予定技術者の年齢を加点評価)【廃止】
- ④ 橋梁保全工事における配置予定技術者の交代要件の緩和(途中交代を認める工事の試行)
- ⑤ 余裕期間制度
- ⑥ 賃上げを実施する企業に対する評価

黒文字:継続 青文字:拡充・見直し 赤文字:新規 紫文字:廃止

2. 生産性の高い建設生産システムの実現

- ① 新技術導入促進型（新技術の活用により生産性向上を図る）
- ② ICT活用工事の推進（ICTの全面的な活用により生産性向上を図る）
- ③ ICT活用証明書交付（「ICT活用証明書」を交付された配置予定技術者の加点評価）
- ④ 建設現場における効率性向上の取組を評価する試行（建設現場における効率性向上に関する技術提案を評価）
- ⑤ 新技術を活用した現場施工における効率性向上への取り組み
（効率性向上を達成した企業に証明書の交付・加点評価） **【拡充】**
- ⑥ 一括審査方式（分任官工事において複数事務所（同一地区）にも採用を拡大）
- ⑦ 段階選抜方式 **【拡充】**
- ⑧ 参加表明段階で技術者の提出を求めない方式 **【新規】**

黒文字:継続 青文字:拡充・見直し 赤文字:新規 紫文字:廃止

3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

- ① 建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)等の評価(建設マスター等の配置を加点評価)
- ② 登録基幹技能者配置における加点評価
- ③ 堤防維持工事等における河川維持管理技術者等の評価【本格運用化】
- ④ 自治体実績評価型(県発注工事と直轄発注工事の工事成績を同等に扱う試行)
- ⑤ 地元企業の新たな参入を促す方式(チャレンジ型)(企業・技術者の成績・表彰を評価しない)
- ⑥ 自治体実績評価チャレンジ型(企業・技術者の成績・表彰を評価せず、
県発注工事と直轄発注工事の同種工事実績等を同等に扱う試行)【新規】
- ⑦ 橋梁補修工事等の実績を有する企業を評価する試行(橋梁上部)
- ⑧ 橋梁補修工事、経常維持工事等の実績を有する企業を評価する試行(橋梁下部)
- ⑨ 経常維持工事の施工実績(企業)を評価する試行(一般土木工事C等級において加点評価)
- ⑩ 経常維持工事の施工経験(技術者)を評価する試行(一般土木工事C等級における同種工事と同等評価)
- ⑪ 社会的制約条件を考慮すべき工事の施工実績を評価する試行(施工能力評価型)
- ⑫ 建設シニアの配置を促す評価方式(60歳以上の担当技術者の配置を加点評価)
- ⑬ 専任補助者制度(現場経験の少ない技術者をベテラン技術者が補助)【拡充】
- ⑭ 技術提案・交渉方式
- ⑮ 工事成績の評価基準範囲の見直し【見直し】

黒文字:継続 青文字:拡充・見直し 赤文字:新規 紫文字:廃止

1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

試行項目		背景・目的	試行内容		対象案件	備考	
①	WLB推進企業の評価	建設業界におけるワーク・ライフ・バランスの推進	「ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業」として法令に基づく認定を受けた企業を加点評価	S型(WTO) : 1点 S型(WTO以外) : 1点 II型 : 1点	・全工事 ・技術提案・交渉方式(ECI)における業務契約	拡充	
②	週休2日制(発注者指定式)の拡大	令和6年4月1日からの完全週休2日の実施に向けた産業構造(環境)の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・本官工事 : 発注者指定方式(現場閉所)を基本<トンネル、橋梁上部PC・鋼橋>完全週休2日(土・日・祝)を試行<上記以外>完全週休2日(土・日)を試行 ・分任官工事: 発注者指定方式(現場閉所)を基本<全工事>発注者指定方式(月単位の週休2日) ※経常維持工事(河川維持・道路維持): 発注者指定方式(交替制モデル)			全工事	拡充
	完全週休2日達成証明書交付の取り組みの試行		<ul style="list-style-type: none"> ・完全週休2日達成後、「達成証明書」の交付 ・「達成証明書」の達成状況に応じて評価 ・また、完全週休2日達成企業 マークの使用許可 	達成率100%: 3点 達成率90%以上、100%未満: 2点 達成率80%以上、90%未満: 1点	全工事		
	WLBに配慮した「完全週休2日(土日祝)」の試行		WLBに配慮した魅力ある業界とするため、火曜日～木曜日の祝日を月曜日or金曜日に振替え可能とし、3連休化することで、「ゆとりあるプライベート時間を創出する」取り組みを行う。			全工事	拡充
	週休2日履行証明書の評価		週休2日達成後、「履行証明書」を交付「履行証明書」の達成状況に応じて評価	4週8休以上: 3点 4週7休～8休: 2点 4週6休～7休: 1点	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案評価型(WTO除く) ・施工能力評価型 	廃止	
③	若手タイプI	若手技術者の登用促進・育成	現場代理人の経験を、主任(監理)技術者の経験と同等評価		全工事		
	若手タイプIII		<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定技術者の各年齢(40～50歳)を技術者評価で10点を配分 ・女性技術者は10点を加点 	10～1点	<ul style="list-style-type: none"> 登用促進・育成を求める地域の分任官工事 	廃止	
④	橋梁保全工事における配置予定技術者の交代要件を緩和	全国的な橋梁保全工事の技術者不足	「非専任期間・専任期間(足場等存置期間)・専任期間(現場施工期間)」の切り替わるタイミングで配置予定技術者の途中交代を認める		橋梁保全工事		
⑤	余裕期間制度	余裕のある工期設定により「技術者の確保、建設資材・建設労働者の確保、施工時期の平準化」等において、受注者側による柔軟な対応が可能	(発注者指定方式) 発注者が工事の始期を指定する方法 (任意着手方式) 発注者が示した余裕期間内で、受注者が工事の始期を選択する方法 (フレックス方式) 発注者があらかじめ設定した全体工期(余裕期間と工期をあわせた期間)の中で、受注者が工事の始期と終期を決定する方法		全工事		
⑥	賃上げを実施する企業に対する評価	緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)をうけて賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置を実施する。	事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業: 3%、中小企業等: 1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。 加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。 (賃上げ表明は、事業年度単位又は暦年単位で表明)		全工事		

1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

①WLB推進企業を加点評価する試行【拡充】

建設業界におけるワーク・ライフ・バランスの推進を目的として、「ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業」として法令に基づく認定を受けた企業を評価する試行を平成29年度より実施。

令和6年度より試行対象を一般土木WTO（段階選抜方式）から全工事、技術提案・交渉方式（ECI）における業務契約に拡充し実施する。

技術提案及び企業・技術者の評価に加え、以下の認定を受けている企業について、企業評価の内訳とは別に加点評価する。

- ・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）
- ・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業）
- ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

一般土木AB等級企業の取得状況：
 一般土木AB等級企業の取得状況：
 一般土木AB等級企業の取得状況：

R5.12	20企業
	24企業
	0企業

■総合評価の加点（配点）

	加算点合計	配点	加点後 加算点合計
技術提案評価型S型（WTO）	60	1	／61
技術提案評価型S型（WTO以外）	50	1	／51
施工能力評価型II型	30	1	／31

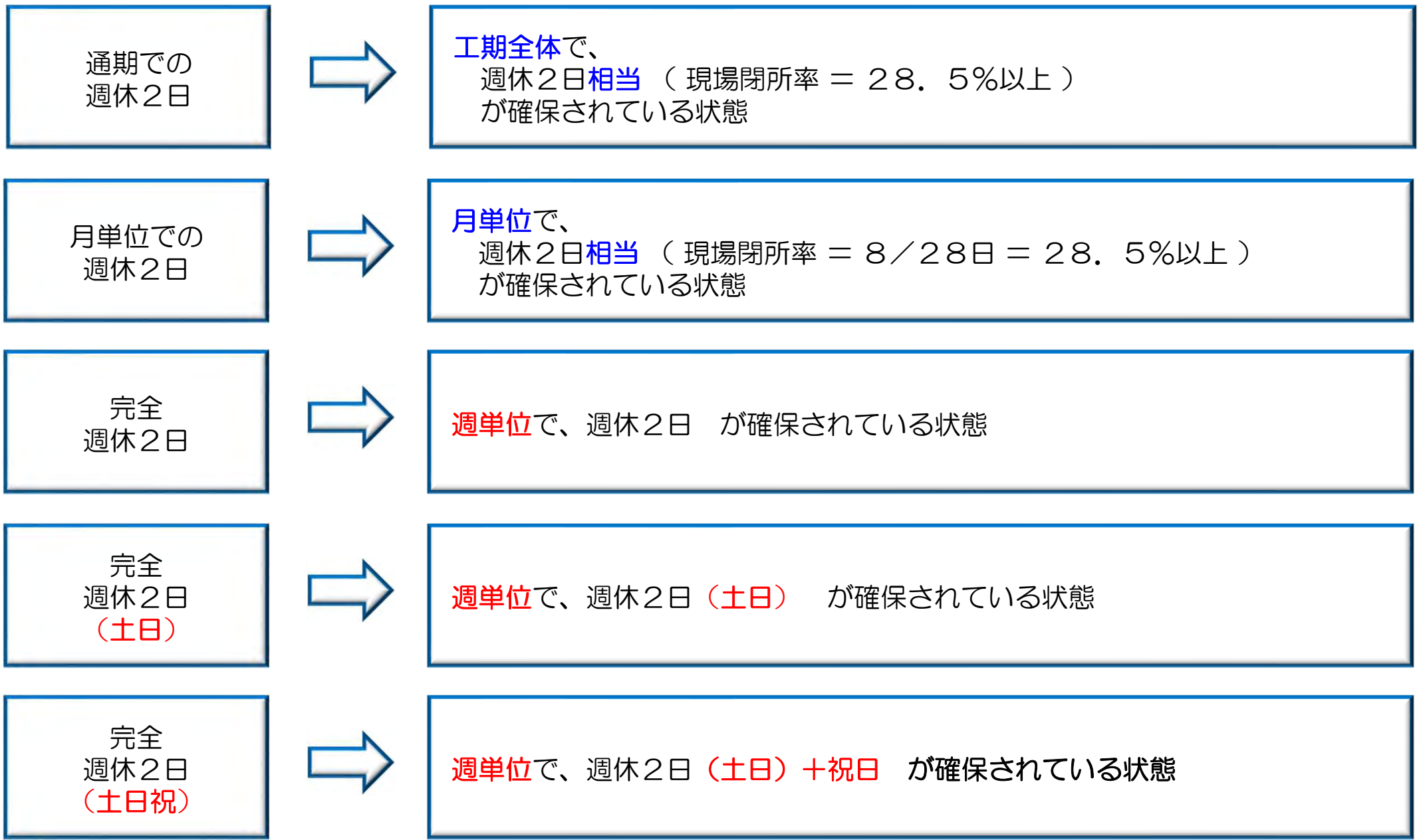
◆近年の取り組み

- ・平成29年度の実施件数はトンネル4件、港湾土木1件
- ・平成30年度の実施件数はトンネル1件、港湾土木1件
- ・令和元年度の実施件数はトンネル5件、港湾土木2件
- ・令和2年度の実施件数はトンネル3件、港湾土木1件
- ・令和3年度の実施件数はトンネル2件、港湾土木2件
- ・令和4年度の実施件数はトンネル4件、港湾土木1件
- ・令和5年度の実施件数はトンネル3件、港湾土木1件
- ・令和6年度も継続（拡充）



1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

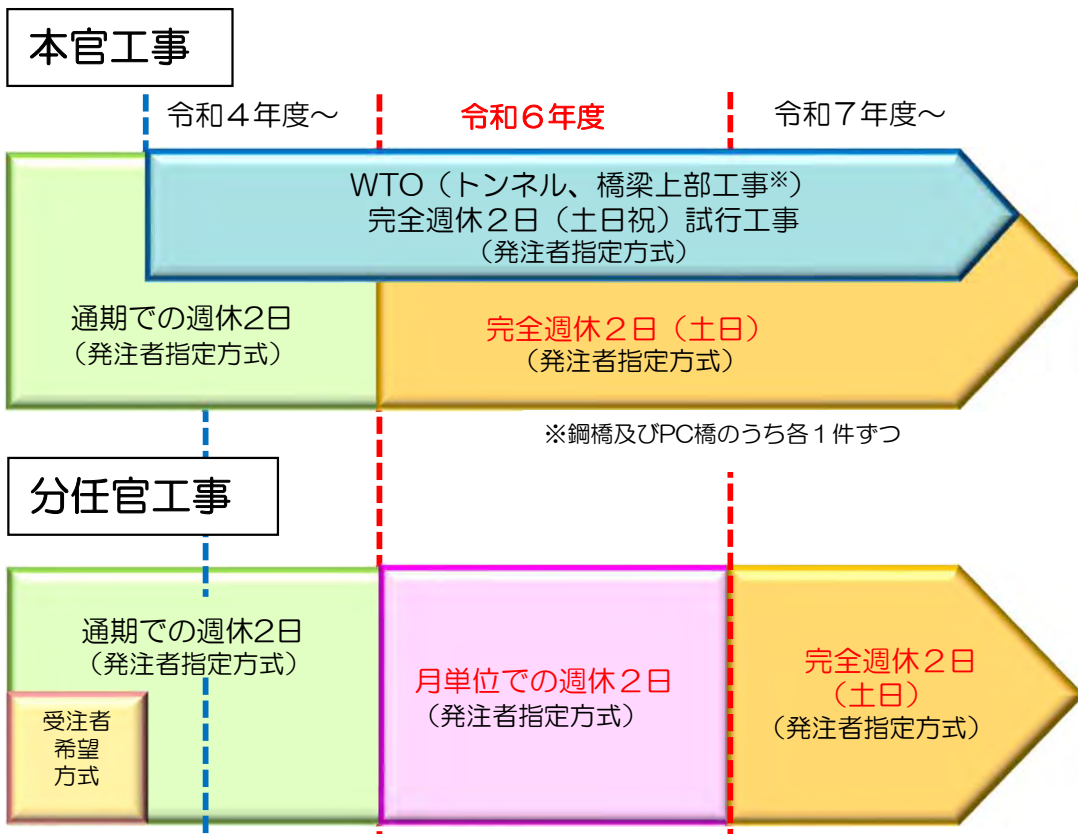
実施方針における週休2日の定義



1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

②-1 週休2日制(発注者指定方式)の拡大【拡充】

- 令和6年4月1日より、建設業にも時間外労働の上限規制が適用されることから、更なる週休2日工事の推進が求められており、早急に産業構造（環境）を整える必要がある。
- 発注者指定方式（現場閉所）を基本に、**令和6年度より本官工事は完全週休2日（土日）、分任官工事は月単位での週休2日とする**ことで、週休2日の「質の向上」を推進する。
- 令和7年度は全工事、完全週休2日（土日）へ移行することを目標とする。



令和6年度

- ◆本官工事は、**発注者指定方式（現場閉所）**を基本とする。
 - ・WTO案件の**一般土木工事（トンネル工事）**は全工事および**橋梁上部工事（鋼橋及びPC橋）**のうち各1件ずつを、発注者指定方式の**完全週休2日（土日祝）**とする。
 - ・上記以外は、発注者指定方式の**完全週休2日（土日）**とする。
- ◆分任官工事は、**発注者指定方式（現場閉所）**を基本とする。
 - ・分任官工事は全工事、発注者指定方式の**月単位での週休2日**とする。
 - ・**経常維持工事（河川維持・道路維持）**は全工事、**発注者指定方式（月単位での週休2日・交替制適用工事）**とする。
 - ・その他維持工事は、**発注者指定方式（月単位での週休2日）**を基本

※その他維持工事とは、バイパス保守、街路樹維持、照明維持、公園維持を指す。
 ※経常維持工事及びその他維持工事については、実施タイプ（現場閉所・交替制）を受注者の希望により変更できる選択条項を設定する。

※発注者指定方式：発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式。

※現場閉所：現場事務所での事務作業（内業）を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態（休日）を指す。

※交替制適用工事：社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保するもの。

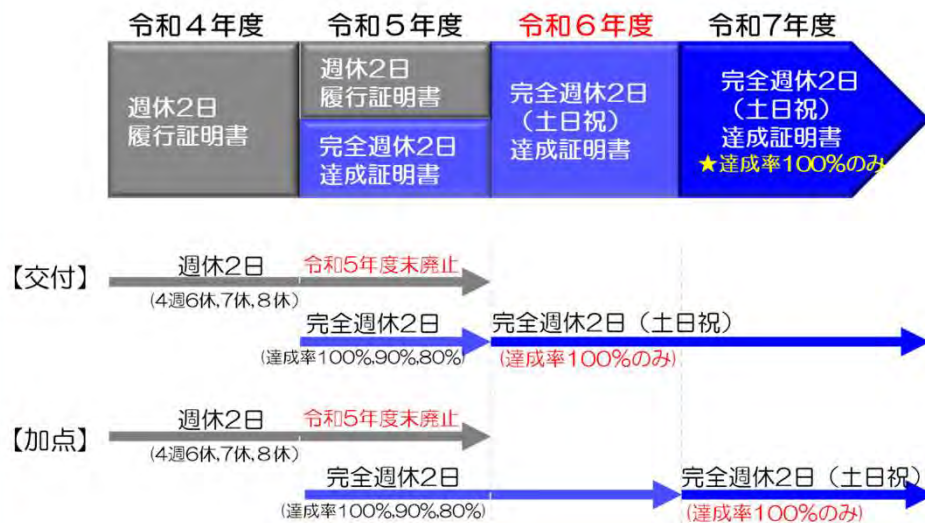
1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

②-2 完全週休2日(土日祝)達成証明書交付の取り組みの試行【継続】

- 四国地方整備局発注の週休2日工事においては、令和2年度より、取り組みを達成した受注業者に対して「履行証明書」を交付。結果、令和4年度完了工事(12月時点)の4週8休達成率は約9割と、かなり浸透。
- 令和5年度から、完全週休2日の取り組みを達成した受注者に対して「完全週休2日達成証明書」を交付。
 <完全週休2日を達成した全ての工事を対象>
- また、令和5年度の総合評価から「達成証明書」を提出された企業の加点点評価を行う。
- 令和6年度より、完全週休2日(土日祝)の達成率が100%の工事のみ、「完全週休2日(土日祝)達成証明書」の交付対象とする。(WLBに配慮した「完全週休2日(土日祝)」の試行も含む。)

総合評価

◆ 企業評価 (その他企業評価) で加点点



【企業評価：完全週休2日(土日祝)】
完全週休2日達成状況に応じて
最大3点の加点点評価

- 達成率100%
加点点評価 3点
- 達成率90%以上、100%未満
加点点評価 2点
- 達成率80%以上、90%未満
加点点評価 1点

※取り組みを達成した受注者に対して「完全週休2日(土日祝)達成証明書」を交付。
 ※交替制適用工事で公告する工事では、「完全週休2日(土日祝)達成証明書」の評価を除く。
 ※令和5年度に交付した「完全週休2日達成証明書」は「完全週休2日(土日祝)達成証明書」として扱う。

《令和6年度～》

【完全週休2日達成企業マーク】

- ★達成率100%を達成した企業
- ★取得した年度の翌年度1年間、社の広報に使用可能



1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

②-3 WLBに配慮した「完全週休2日(土日祝)」の試行【拡充】

○完全週休2日(土日祝)については、WLBに配慮した魅力ある業界とするため、**火曜日～木曜日の祝日を月曜日or金曜日に振替え可能とし、3連休化する**ことで、「ゆとりあるプライベート時間を創出する」取り組みを行う。

【WLBに配慮した「完全週休2日(土日祝)」の振替イメージ】

	日	月	火	水	木	金	土
第1週	振替			振替			
第2週			祝日①			祝日①の閑所	3連休化
第3週			振替		振替		
第4週	3連休化	祝日②の閑所		祝日②			

- カレンダー通りとするか、振替とするかは選択可能。
- 振替を選択した場合でも、「完全週休2日(土日祝)達成証明書」の交付対象とする。
- 対象：令和6年4月1日以降に公告する案件
令和6年4月1日以降も施工中の既契約工事

1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

②-4 週休2日履行証明書交付の取り組み【廃止】

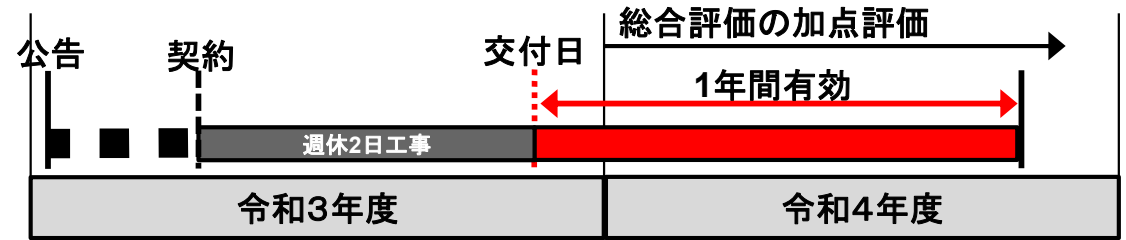
- 四国地方整備局発注の週休2日工事において、取り組み達成を行った受注業者に対して成績評価通知時に「履行証明書」を交付。 <平成31年4月1日以降に公告した工事を対象>
- 令和2年度の総合評価から、「履行証明書」を提出された企業の加点評価を行う。
- 令和元年度内完成工事における履行証明書の交付件数：46工事（全工事件数496工事のうち約9%）
- 令和2年度内完成工事における履行証明書の交付件数：344工事（全工事件数583工事のうち約59%）
- 令和3年度内完成工事における履行証明書の交付件数：382工事（全工事件数596工事のうち約64%）
- 令和4年度内完成工事における履行証明書の交付予定件数：407工事（全工事件数420工事のうち約97%）

交付基準

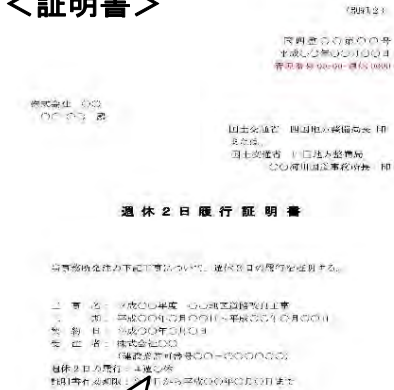
- 平成31年4月1日以降に公告した工事で、週休2日を達成したすべての工事が対象。
 - 工事が完成し、週休2日の達成※を確認後、成績評価通知時に「履行証明書」を交付。
- ※「4週8休以上」、「4週7休以上4週8休未満」、「4週6休以上4週7休未満」の達成状況により、履行証明書を交付

週休2日履行証明書の交付と加点評価

- 履行証明書の有効期限は、交付日から1年間有効。
- 令和2年度の総合評価から、全ての工事で加点評価を実施。



<証明書>



総合評価

◆ 企業評価（その他企業評価）で加点

評価の視点		評価項目	評価点
その他企業評価	災害時等の対応	災害時の事業継続力の評価	5
		災害時の復旧支援体制	5
その他企業評価	地理的条件	地域内での拠点※	5
		鋼橋等製作工場の体制※	5
		AS舗装施工体制※	10
その他企業評価	ICT技術評価	ICT技術の全面的活用※	5
	週休2日工事の実績	週休2日履行証明書の評価	最大3
その他企業評価	技能者等の活用	登録基幹技術者の活用※	5
		河川維持管理技術者等の活用※	5

【企業評価：週休2日】

週休2日達成状況に応じて、最大3点の加点評価

4週8休以上
加点評価 3点

4週7休以上、4週8休未満
加点評価 2点

4週6休以上、4週7休未満
加点評価 1点

※工事内容に応じて適宜設定する評価項目

1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

③-1 若手技術者の配置を促す評価方式Ⅰ【継続】

若手技術者の登用促進・育成を目的として、同種工事の経験について、現場代理人の経験を、主任(監理)技術者の経験と同等評価する評価方式を、令和5年度も引き続き全工事を対象に実施する。

③-2 若手技術者及び女性技術者の配置を促す評価方式Ⅲ【廃止】(WLB推進企業の評価に統合)

若手技術者及び女性技術者の登用促進・育成を目的として、配置予定技術者の年齢を加点要素とする評価手法を、令和5年度も引き続き分任官工事を対象に試行を実施する。

■実施内容

- 40歳以下又は女性技術者
→ 最大10点(加点)
- 50歳以上 → 0点(加点なし)
- 40歳から50歳までの各年齢において、技術者評価で10点を配分

※40歳以下の者の工事成績評価点が平均点相当(76~78点)であった場合と、50歳以上の者の工事成績評価点が満点相当(80点以上)であった場合に同等の評価となる。

◆近年の取り組み

年度	実施件数	全参加者	活用人	うち受注者	備考
平成30年度	9	25	16	5	試行開始
令和元年度	18	53	40	14	
令和2年度	22	76	47	13	
令和3年度	20	61	26	9	
令和4年度	24	68	25	10	
令和5年度	7	14	8	3	12月末時点



工事成績について、40~50歳又は女性技術者の配置工事と配置無し工事を比較した結果、同程度の工事成績であり工事品質を確保している。

1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

④ 橋梁保全工事において配置予定技術者の交代要件を緩和する工事【継続】

全国的に技術者不足が課題となっている鋼橋保全工事において、工事期間を「非専任期間」「専任期間（足場等存置期間）」「専任期間（現場施工期間）」に区分し、区分が切り替わるタイミングで配置予定技術者の途中交代を認める工事の試行を実施する。

なお、総合評価における技術者評価は「専任期間（現場施工期間）」の配置予定技術者を評価する。

◆近年の取り組み

- 平成29年度は、「平成29－30年度 吉野川大橋橋梁補修工事」で実施
- 令和元年度は、「令和元－2年度 吉野川大橋橋梁補修工事」他1件の合計2件で実施
- 令和2年度は、「令和2－3年度 国道11号吉野川大橋（上り）橋梁補修工事」で実施
- 令和3年度は、「令和3年度 国道56号新莊川橋耐震補強工事」他1件の合計2件で実施
- **令和6年度も継続**

1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

⑤ 余裕期間制度(試行) 【継続】

余裕のある工期設定により、「技術者の確保」、「建設資材・建設労働者の確保」、「施工時期の平準化」等において、受注者側による柔軟な対応が可能となることから、引き続き当該制度の試行を継続する。

近年の取り組み

- ◆令和元年度実施件数
 - ・発注者指定 18件
 - ・任意着手 25件
 - ・フレックス 9件
- ◆令和2年度実施件数
 - ・発注者指定 55件
 - ・任意着手 119件
 - ・フレックス 71件
- ◆令和3年度実施件数
 - ・発注者指定 89件
 - ・任意着手 109件
 - ・フレックス 57件
- ◆令和4年度実施件数
 - ・発注者指定 88件
 - ・任意着手 91件
 - ・フレックス 59件
- ◆令和5年度実施件数
(12月末時点契約済み工事)
 - ・発注者指定 25件
 - ・任意着手 58件
 - ・フレックス 43件
- ◆令和6年度も継続



※本省通知「余裕期間制度の活用について」等では、余裕期間+工期=全体工期、工期=実工期(実工事期間)、工期始期=工事の始期と表現しております。16

1. やりがいとWLBが両立した環境の実現

⑥賃上げを実施する企業に対する評価【継続】

「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)をうけて賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置を実施する。

【実施内容】

適用対象 : 令和5年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての工事。

加点評価 : 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。

加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。

加点割合は5%以上。(賃上げ表明は、事業年度単位又は暦年単位で表明)

実績確認等 : 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。
(賃上げ加算点に1点を加えた減点)

■総合評価の加点

	加算点合計	配点	加点後加算点合計	加点割合
技術提案評価型S型(WTO)	61	4	／65	6%(≥5%)
技術提案評価型S型(WTO以外)	51	3	／54	6%(≥5%)
施工能力評価型II型	31	2	／33	6%(≥5%)

■詳細についてはこちら(四国地方整備局HP)

<http://www.skr.mlit.go.jp/etc/hinkaku/katensochi.html>

2. 生産性の高い建設生産システムの実現

試行項目	背景・目的	試行内容	対象案件	備考	
① ICT活用工事の推進	国土交通省が提唱する「i-Construction」に基づく新技術活用の促進と生産性向上	(発注者指定型) 競争参加者に対し、「ICT活用工事計画書」の提出を義務付け、提出されない・不相当と認められた場合、競争参加資格を認めない	<ul style="list-style-type: none"> 技術提案評価型 施工能力評価型 ※土木工事施工管理基準を適用しない工事は適用対象外		
		(施工者希望Ⅰ型) ICT施工希望者に対し、「ICT活用工事計画書」の提出を義務付け、適当と認められた場合、加点点評価			5点
		(施工者希望Ⅱ型) 受注者よりICT施工希望の協議に基づき実施			
② ICT活用証明書の評価		<ul style="list-style-type: none"> ICTの全面的な活用が出来た技術者に対して、「ICT活用証明書」を交付 「ICT活用証明書」を提出した配置予定技術者を加点点評価 	2点	<ul style="list-style-type: none"> 技術提案評価型 (WTO除く) 施工能力評価型 	
③ 新技術導入促進型		実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術の検証に関する提案等を求め、提案技術の有効性、具体性 等について評価		WTOの <ul style="list-style-type: none"> トンネル工事 鋼橋上部工事 PC工事 	
④ 建設現場における効率性向上の取組を評価する試行		入札時の総合評価において、テーマ(課題)に対して複数の求める提案(着目点)のうち1つを、建設現場における効率性向上に資する提案(着目点)として設定		技術提案評価型 <ul style="list-style-type: none"> 入札参加者が多く見込まれる工事 現場における効率性向上の効果が大きいと想定される工事 	
⑤ 新技術を活用した現場施工における効率性向上への取り組み		<ul style="list-style-type: none"> 在来工法と比較して効率性が2割以上向上したことを証明した企業に対して「実績証明書」を交付 令和5年度の総合評価から、「実績証明書」を提出した企業を達成率に応じて加点点評価 	達成率4割：5点 達成率3割：3点 達成率2割：2点	交付対象： 令和6年4月1日以降に公告する工事 加点点対象： 令和5年度から実施	拡充
⑥ 一括審査方式	競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減、迅速な入札契約手続き、受注者間の競争による総合的な品質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 1グループ最大3件までの工事を一括公告し、同じ競争参加資格確認資料により一括審査を行う 令和4年度から、分任官工事において複数事務所(同一地区)にも採用を拡大し実施 		<ul style="list-style-type: none"> (分任)支出負担行為担当官が同一である工事 目的、内容、技術力審査、評価の項目が同じ工事 工事種別、等級区分が同一の工事等 	
⑦ 段階選抜方式(簡易確認型)	技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減	(段階選抜方式) <ul style="list-style-type: none"> 1次審査：「技術者評価・企業評価・技術提案①」の評価により上位10位までを絞り込み 2次審査：「技術提案①」の評価に加え「技術提案②」の評価(10位程度)により総合評価を実施 (段階選抜方式(簡易確認型)) 一次審査で提出する60枚程度の技術資料等(技術提案書は除く)を1枚の簡易技術資料のみとし、一次審査通過者に対してのみ、従来の技術資料等の提出を求めて記載内容を確認する		WTOの一般土木(トンネル等)	拡充
⑧ 参加表明段階で技術者の提出を求めない方式	配置予定技術者の計画的運用に資することを目的として試行	申請書提出期限までに提出を求めている配置予定技術者の申請資料を入札書提出まで延伸する		WTO対象案件(段階選抜方式を除く)	新規

2. 生産性の高い建設生産システムの実現

① ICT活用工事の推進【継続】

ICT土工の推進を図るため、ICTの活用を評価する試行を引き続き実施する。

令和元年度実施件数

◆土工	発注者指定型：3件	施工者希望Ⅰ型：50件	施工者希望Ⅱ型：33件	合計：86件
◆舗装	発注者指定型：2件	施工者希望Ⅰ型：4件	施工者希望Ⅱ型：13件	合計：19件
◆地盤改良	施工者希望Ⅱ型：1件	合計：1件		

令和2年度実施件数

◆土工	発注者指定型：0件	施工者希望Ⅰ型：90件	施工者希望Ⅱ型：50件	合計：140件
◆舗装	発注者指定型：0件	施工者希望Ⅰ型：2件	施工者希望Ⅱ型：6件	合計：8件
◆舗装（修繕）	施工者希望Ⅰ型：0件	施工者希望Ⅱ型：13件	合計：13件	
◆地盤改良	施工者希望Ⅱ型：4件	合計：4件		
◆法面工	施工者希望Ⅱ型：1件	合計：1件		

令和3年度実施件数

◆土工	発注者指定型：33件	施工者希望Ⅰ型：37件	施工者希望Ⅱ型：51件	合計：121件
◆舗装	発注者指定型：0件	施工者希望Ⅰ型：1件	施工者希望Ⅱ型：11件	合計：12件
◆舗装（修繕）	施工者希望Ⅰ型：4件	施工者希望Ⅱ型：19件	合計：23件	
◆地盤改良	施工者希望Ⅰ型：0件	施工者希望Ⅱ型：9件	合計：9件	

令和4年度実施件数

◆土工	発注者指定型：44件	施工者希望Ⅰ型：28件	施工者希望Ⅱ型：48件	合計：121件
◆舗装	発注者指定型：0件	施工者希望Ⅰ型：2件	施工者希望Ⅱ型：8件	合計：10件
◆舗装（修繕）	施工者希望Ⅰ型：1件	施工者希望Ⅱ型：21件	合計：22件	
◆地盤改良	施工者希望Ⅰ型：0件	施工者希望Ⅱ型：7件	合計：3件	
◆法面工	施工者希望Ⅱ型：3件	合計：3件		
◆構造物工	施工者希望Ⅰ型：0件	施工者希望Ⅱ型：13件	合計：13件	

令和5年度実施件数(予定含む)

◆土工	発注者指定型：25件	施工者希望Ⅰ型：13件	施工者希望Ⅱ型：31件	合計：139件
◆舗装	発注者指定型：2件	施工者希望Ⅰ型：1件	施工者希望Ⅱ型：6件	合計：9件
◆舗装（修繕）	施工者希望Ⅰ型：3件	施工者希望Ⅱ型：8件	合計：11件	
◆地盤改良	施工者希望Ⅰ型：0件	施工者希望Ⅱ型：3件	合計：3件	
◆法面工	施工者希望Ⅱ型：1件	合計：1件		
◆構造物工	施工者希望Ⅰ型：0件	施工者希望Ⅱ型：15件	合計：15件	

令和6年度も継続

2. 生産性の高い建設生産システムの実現

② ICT活用証明書交付の取り組み【継続】

- 四国地方整備局発注の「ICT活用工事」において全面的な活用を行った技術者に対して成績評定通知時に「ICT活用証明書」を交付
 <平成31年4月1日以降に公告した工事を対象>
- 令和2年度の総合評価から、「ICT活用証明書」を提出した配置予定技術者の加点評価を行う
- 令和2年度内完成工事における活用証明書の交付件数：92工事（土工：81工事、舗装：9工事、舗装（修繕工）：2工事）
- 令和3年度内完成工事における活用証明書の交付件数：177工事（土工：137工事、舗装：13工事、舗装（修繕工）：20工事、地盤改良：5工事
 法面工：2工事）
- 令和4年度内完成工事における活用証明書の交付件数：97工事（土工：61工事、舗装：4工事、舗装（修繕工）：19工事、地盤改良：6工事
 構造物工：7工事）
- 令和5年度内完成工事における活用証明書の交付予定件数：134工事（土工：94工事、舗装：11工事、舗装（修繕工）：13工事、地盤改良：1工事
 法面工：2工事、構造物工：13工事）

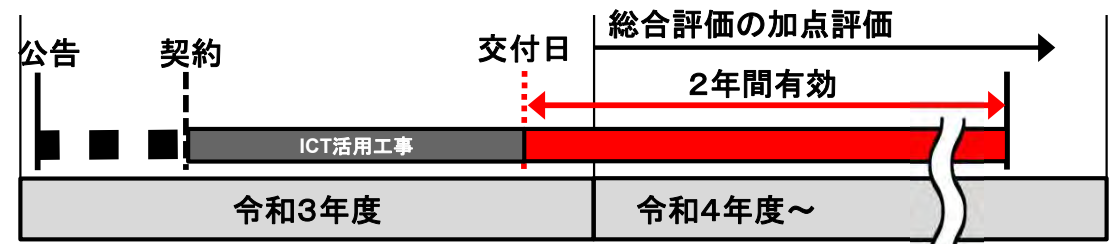
交付基準

- 平成31年4月1日以降に公告した工事で、ICTの全面的な活用を行った工事が対象。
- 工事が完成し、ICTの全面的な活用が出来たことを確認後、成績評定通知時に「ICT活用証明書」を交付。

※「ICT活用工事」とは、
 ①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT建機による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品を全て実施した工事。

ICT活用証明書の交付と加点評価

- ICT活用証明書の有効期限は、交付日から2年間有効。
- 令和2年度の総合評価から、全ての工事で加点評価を実施。



総合評価

◆ 技術者評価で加点

評価の視点		評価項目	評価点
技術者の能力等	継続教育（CPD）の取り組み状況	配置予定技術者のCPD（継続教育）等	5
	配置予定技術者の施工経験	主任（監理）技術者等又は担当技術者としての同種工事の施工経験	10
	工事成績評定点	配置予定技術者の同種工事の評定点	30
	優良工事表彰	優良技術者表彰の有無	5
	ICT全面活用工事の実績	ICT活用証明書の有無	2

<証明書>



2. 生産性の高い建設生産システムの実現

③ 新技術の導入促進を図る総合評価方式【継続】

新技術の活用による生産性向上を図るため、研究開発段階にある新技術の提案を求める「新技術導入促進(Ⅱ)型」について試行を実施する。また、新技術活用に関する新たな取り組みについても検討する。

新技術導入促進Ⅱ型：新技術の活用を求める「技術提案テーマ」を設定し、技術提案書を評価。

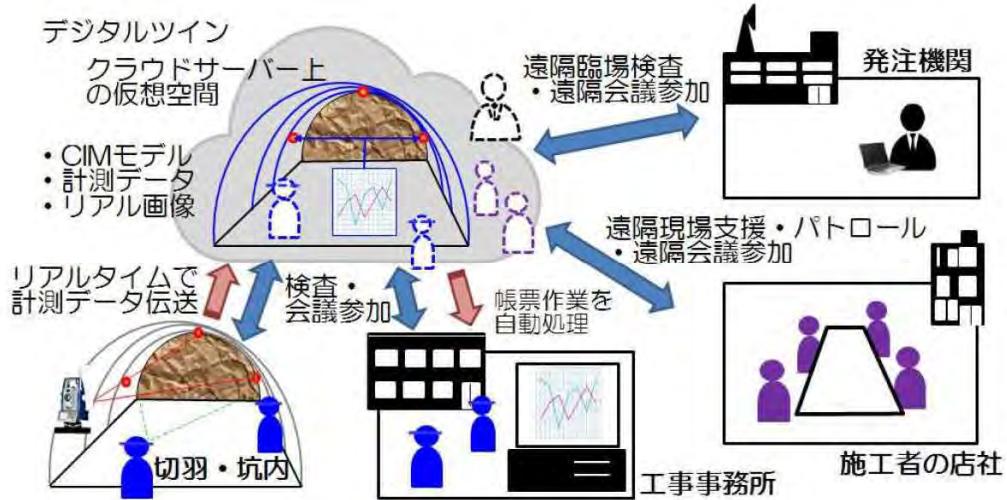
◆近年の取り組み

- 平成30年度 WTO対象のトンネル工事で試行を実施 (試行件数：トンネル工事1件)
- 令和元年度 鋼橋上部工事に適用 (試行件数：トンネル工事2件、鋼橋上部工事1件)
- 令和2年度 PC工事に適用 (試行件数：トンネル工事1件、鋼橋上部工事1件、PC工事1件)
- 令和3年度 (試行件数：トンネル工事1件、PC工事1件)
- 令和4年度 (試行件数：PC工事1件)
- 令和5年度 (試行件数：鋼橋上部工事1件、PC工事1件)
- 令和6年度は、2件程度実施予定

テーマの例：「DX技術等を活用したトンネル(NATM)の計測管理の効率化手法」に関する技術提案

最新技術の導入イメージ

- ①各種センサーを活用した自動測定技術
- ②坑内環境でのデータ伝送技術
- ③計測データの評価の自動化技術
- ④デジタルツインを用いた遠隔臨場システム 等



2. 生産性の高い建設生産システムの実現

④ 建設現場における効率性向上の取組を評価する試行

(建設現場における効率性向上に関する技術提案を評価) 【継続】

- 国土交通省では、建設現場における効率性を向上させる「i-Construction」の推進に加え、新型コロナウイルス感染症対策を契機とした非接触・リモート型の働き方への転換をはじめとした、インフラまわりのデジタル化・スマート化を図るためのインフラ分野の「デジタル・トランスフォーメーション(DX)」のより一層の生産性向上の推進が課題とされている。
- こうした状況を踏まえ、入札時の総合評価(技術提案評価型S型)において、ICT活用等による建設現場の効率性向上の取組に関する技術提案を求める試行を実施する。

【実施内容】

試行対象工事：技術提案評価型S型で発注する工事のうち、下記のいずれかに該当するもの。

- ・入札参加者が多く見込まれる工事
- ・同一工種の施工量が大きいなど現場における効率性向上の効果が大きいと想定される工事

実施方法：テーマ(課題)に対して複数の求める提案(着目点)のうち1つを、建設現場における効率性向上に資する提案(着目点)として設定。

【技術提案(着目点)】

工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案

環境対策等、特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案

複数求める提案のうち1つを建設現場における効率性向上に資する提案に設定

【技術提案(着目点)】

施工の効率化、省力化に関する技術提案

環境対策等、特に配慮が必要な事項への対応に関する技術提案

■技術提案項目(例)

- ・施工の効率化、省力化に関する技術提案
- ・労働環境の改善に関する技術提案
- ・情報通信技術(ICT)の活用等による建設現場における効率性向上に関する技術提案 等

2. 生産性の高い建設生産システムの実現

⑤ 新技術を活用した現場施工における効率性向上への取り組み【拡充】

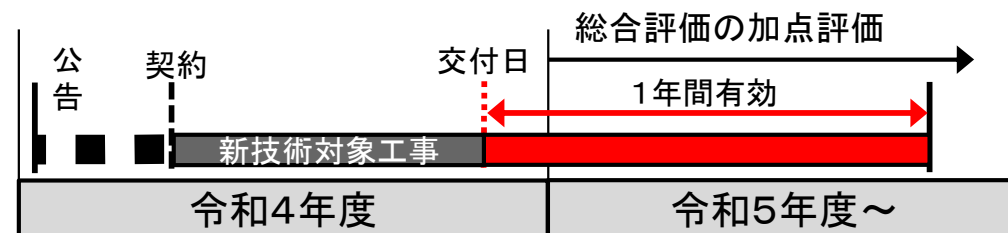
- 四国地方整備局では、令和2年度より直轄工事における新技術推進に取り組んでおり、令和3年度からは発注者指定型の対象を拡大している。
- 令和4年度より本官工事を対象に試行を実施している。
- 令和6年度より試行対象を本官工事のみから分任官工事を含む全ての工事に拡充する。
- 新技術を活用した効果的な効率性向上の取組みを促進するために、効率性が向上したことを証明した企業に対して「実績証明書」を交付。
- 令和5年度の総合評価から、「実績証明書」を提出した企業に加点評価を行う。
- 効率性向上達成の評価基準の単位は、工事数量総括表のレベル2工種を対象とする。

交付基準

- 令和6年4月1日以降に公告した全て工事で、新技術を活用し推進した工種が対象。
- 工事完成後6ヶ月以内に在来方法と比較し、日報入力システム等を用いて、効率性が向上したことを受注者自らが数値で証明すれば、達成率に応じた「実績証明書」を交付。
- 交付申請は、1工事で1回限りとする。
なお、新技術推進のICT活用型は、ICT活用証明書とどちらか一方だけを選択する。

実績証明書の交付と加点評価

- 実績証明書の有効期限は、交付日から1年間有効。
- 令和5年度の総合評価から加点評価を実施。
- 複数枚提出されても重複評価は行わない。



■その他企業評価

評価項目	評価基準	配点	評価点
効率性向上実績	4割の効率性向上の実績証明書あり	5	/5
	3割の効率性向上の実績証明書あり	3	
	2割の効率性向上の実績証明書あり	2	

2. 生産性の高い建設生産システムの実現

⑥一括審査方式(試行)【継続】

競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減、迅速な入札契約手続き、受注者間の競争による総合的な品質の向上を目的とした一括審査方式に取り組む。

本官・分任官工事において対象案件、入札動向等を慎重に見極めつつ、積極的に試行を継続する。

令和元年度から、本官工事において異なる事務所間の工事にも採用を拡大し実施。

令和2年度から、発注見通しの公表時に一括審査対象工事のグループの明示し、対象工事の明確化を実施。

令和4年度から、分任官工事において複数事務所(同一地区)※にも採用を拡大し実施。

令和5年度も継続。

発注見通しの公表イメージ【令和2年度から】

[○○河川国道事務所]
 工事名：令和2年度 ○○改良工事
 1) 工事種別：一般土木工事
 (中略)
 6) その他：その他適用事項等
 ・一括審査方式(道路1)

[○○河川国道事務所]
 工事名：令和2年度 ●●改良工事
 1) 工事種別：一般土木工事
 (中略)
 6) その他：その他適用事項等
 ・一括審査方式(道路1)

一括審査の
グループを明示

※ 複数事務所(同一地区)の具体例

- 大洲ブロック：大洲河川国道事務所
山鳥坂ダム工事事務所
肱川緊急治水対策河川事務所
- 高知ブロック：高知河川国道事務所
土佐国道事務所
大渡ダム管理所
- 中村ブロック：中村河川国道事務所
渡川ダム統合管理事務所

◆近年の取り組み

- ・平成25年度から試行を実施。
- ・令和元年度 (分任官26組56件、本官2組4件)
- ・令和2年度 (分任官42組88件、本官2組4件)
- ・令和3年度 (分任官25組55件、本官1組2件)
- ・令和4年度 (分任官27組65件、本官1組2件)
- ・令和5年度 (分任官13組28件、本官1組3件)
(12月末時点契約済み工事)

・令和6年度も継続

2. 生産性の高い建設生産システムの実現

⑦段階選抜方式【拡充】（簡易確認型発注方式の試行）

技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的に段階選抜方式に取り組む。

競争参加者、発注者双方のさらなる負担軽減として、一次審査で提出する60枚程度の技術資料等（技術提案書は除く）を1枚の簡易技術資料のみとし、一次審査通過者に対してのみ、従来の技術資料等の提出を求めて記載内容を確認する試行を実施する。

令和2年度から15者で試行を実施。

令和6年度から10者に絞り込みすることで受発注者双方の負担軽減を図る。

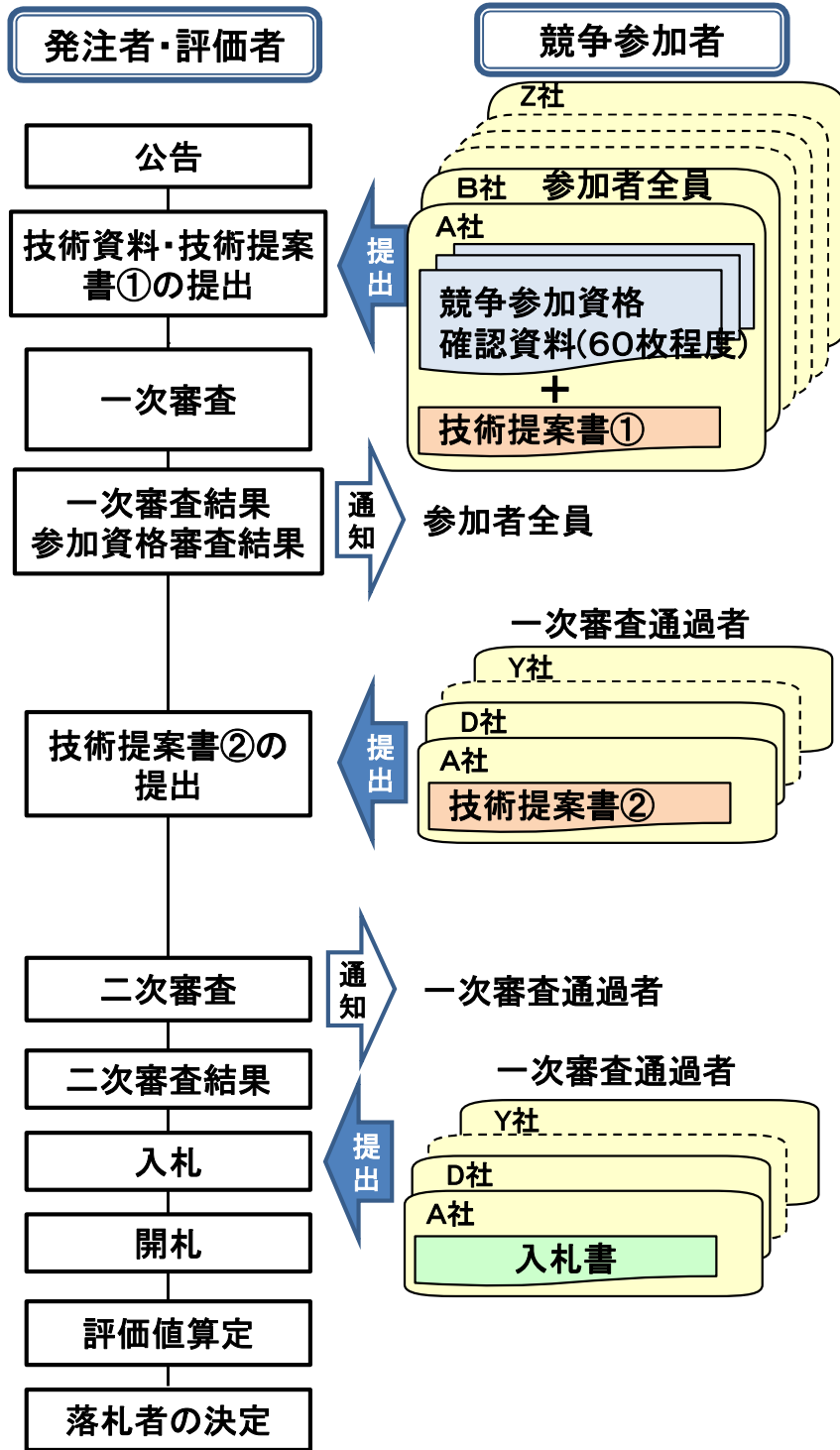
【段階選抜方式とは】

- 一次審査は、「技術者評価」、「企業評価」及び「技術提案①」の評価により上位10位までを絞り込み。
- 二次審査は、「技術提案①」の評価に加え「技術提案②」の評価（10者程度）により総合評価を実施。

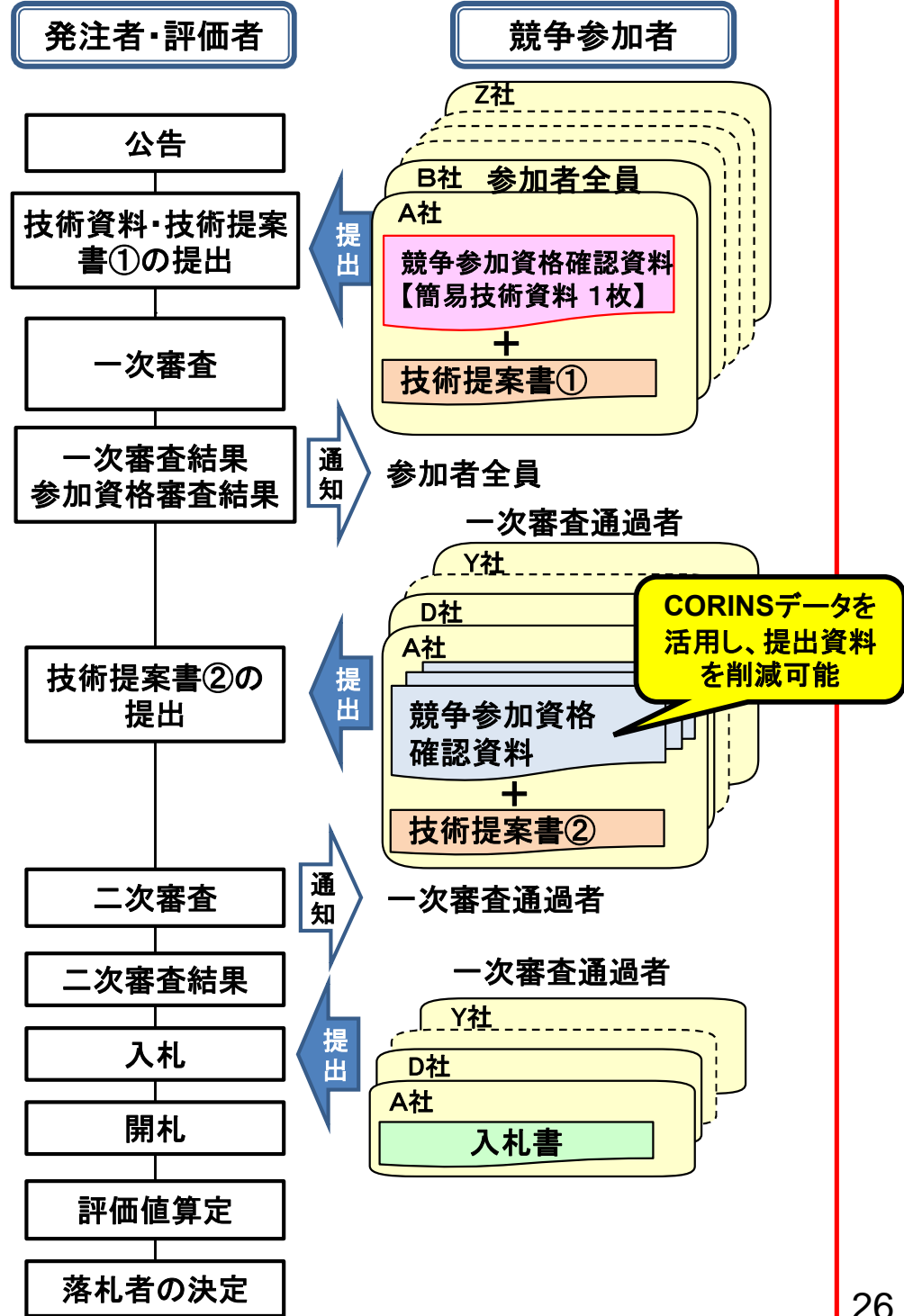
◆近年の取り組み

- 段階選抜方式については、平成22年度から実施しており、令和5年度は3件実施。
- 令和元年度から、配置予定技術者に求める同種工事の施工経験を3件から1件に緩和。
- 令和2年度から、一次審査に「簡易技術資料」を導入し、事務負担を軽減。
また、二次審査時に提出を求める技術資料は、CORINSデータを活用することで、提出書類の削減をすることができることとする。
- 令和6年度も継続（令和6年度から、一次審査の絞り込みを上位15位→10位に変更）

現行方式



簡易確認型



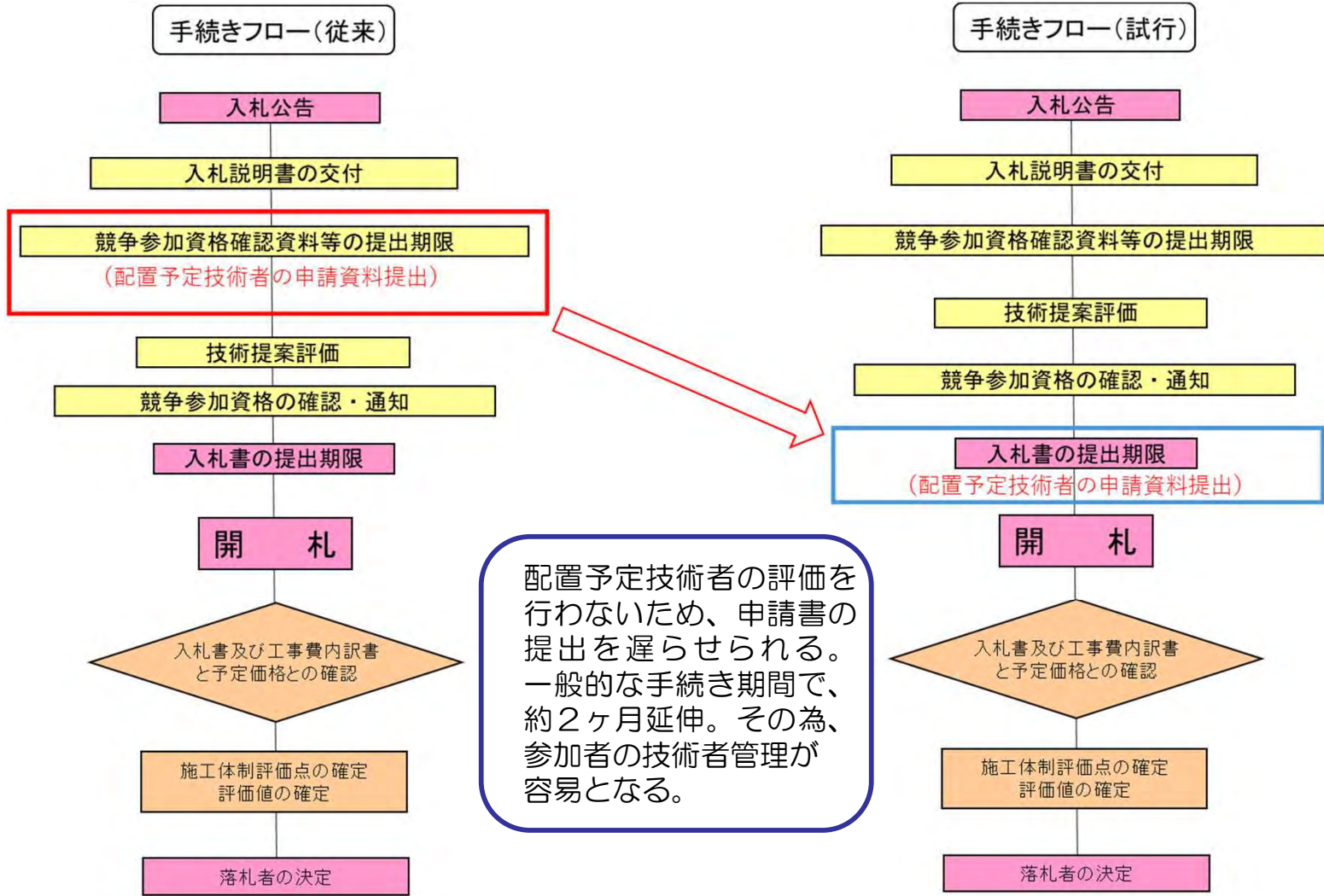
2. 生産性の高い建設生産システムの実現

⑧参加表明段階で技術者の提出を求めない方式【新規】

配置予定技術者の計画的運用に資することを目的に、申請書提出期限までに提出を求めている配置予定技術者の申請資料を入札書提出まで延伸する試行を実施する。

【実施内容】

試行対象工事：配置予定技術者の評価を行わない「技術提案評価型（WTO）（※段階選抜方式を除く）」に適用。



配置予定技術者の評価を行わないため、申請書の提出を遅らせられる。一般的な手続き期間で、約2ヶ月延伸。その為、参加者の技術者管理が容易となる。

※申請書提出期限までに提出を求めている配置予定技術者を落札決定前段階で審査する。

3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

試行項目		背景・目的	試行内容		対象案件	備考
①	建設マスターの評価	工事の品質確保 担い手の中長期的な育成・確保	「建設マスター・建設ジュニアマスター」の 現場従事技能者の配置を評価	マスター：5点 ジュニア：3点	・技術提案評価型(WTO除く) ・施工能力評価型	
②	登録基幹技能者の 評価	現場での「品質・安全・工程管理」の向上に寄与 する	「登録基幹技能者」の配置を評価	5点	・技術提案評価型(WTO除く) ・施工能力評価型	
③	河川維持管理技術者等の評価	異常気象時における状況把握等 「河川巡視工」を行う河川維持工事の品質確保	「河川維持管理技術者・河川点 検士」の配置を評価	河川維持管理技術者：5点 河川点検士：3点	・河川維持修繕工事 ・河川災害復旧工事	本格運用化
④	自治体実績評価型	直轄実績を持たない企業の受注機会を拡大し、地 域建設業の担い手を確保する	県発注工事と直轄発注工事の工事成績を同等に評価		施工能力評価型Ⅱ型 ・一般土木工事C等級 ・維持修繕工事	
⑤	チャレンジ型	直轄・県実績が無く(少なく)新規参入が困難な 企業への受注機会を拡大し、新たな地域建設業の 担い手を確保する	工事成績及び表彰等を評価せず、 同種工事实績、近隣地域の施工実績等のみで評価		施工能力評価型Ⅱ型 ・建築 ・機械 ・電気設備・維持工事	
⑥	自治体実績評価チャレンジ型	直轄工事の施工実績を持たない一般土木C又はD 等級企業の受注機会を拡大し地域建設業の担い手 確保や若者のやり甲斐創出	工事成績及び表彰等を評価せず、 県発注工事と直轄発注工事の同種工事实績、近隣地域の 施工実績を同等に評価		施工能力評価型Ⅱ型 ・一般土木工事C又はD等級 (工事難易度Ⅱ以下)	新規
⑦	(橋梁上部) 橋梁補修工事等の施工実績を評価	橋梁補修工事等の実績を有する 企業の知識が新 設構造物(橋梁)の長期にわたる品質確保に寄与 する	過去4年度間の橋梁補修工事等 の実績を評価	四国地整実績：5点 四国四県実績：3点 四国内市町村：1点	・鋼橋上部工事 ・PC橋上部工事 ※いずれもWTOを除く	
⑧	(橋梁下部) 橋梁補修工事、経常維持工事の 施工実績を評価		過去4年度間の橋梁補修工事・ 経常維持工事の実績を評価	四国地整実績：3点 四国四県実績：2点	一般土木工事C等級 ※橋梁下部工事(新設)に限る	
⑨	経常維持工事の施工実績 (企業)を評価	経常維持工事の実績を有する企業の技術力・マネ ジメント力が経常維持工事以外でも寄与する	過去4年度間の経常維持工事の企業実績を評価		3点	一般土木工事C等級 ※橋梁下部工事(新設)を除く
⑩	経常維持工事の施工実績 (技術者)を評価		評価する施工実績：過去4年度間の経常維持工事 (専任期間)の技術者実績 資格要件：経常維持工事の施工経験と競争参加資格要件の 同種工事の施工実績を同等とみなす 評価方法：経常維持工事の施工経験を「より同種性の高い 工事」として評価			一般土木工事C等級
⑪	社会的制約条件を考慮すべき工 事の施工実績を評価する試行	社会的条件が制約され厳しい条件の工事を完成さ せる技術力を高く評価する事で地域建設業の育成 を行う	社会的制約条件を考慮すべき工事を受注し適切に完了した 場合に履行証明書を交付。 同一事務所での施工能力Ⅱ型に限り加点評価：3点			施工能力評価型Ⅱ型 全工種(経常維持工事、橋梁補修工事は除く)
⑫	建設シニアの評価	四国では高齢化が急速に進行熟練技術者の活躍の 場の確保次世代へ豊富な知識・経験を継承	年齢(60歳)以上の担当技術 者又は現場代理人の配置を評価	監理技術者が 50歳以下：5点 50歳越：2点	・一般土木工事C等級 ・橋梁補修工事 (技術継承を求める工種)	
⑬	専任補助者制度	現場経験の少ない技術者の技術力向上	主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者(専任補助 者)を配置することができる		全工事	拡充
⑭	技術提案・交渉方式 (ECI)	仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査 及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格 を定めることを可能	優先交渉権者と技術協力業務を締結。 別契約の設計に提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、 施工の契約を締結			発注者が最適な仕様を設定できない工事 仕様の前提となる条件の確定が困難な工事
⑮	工事成績の評価基準範囲の 見直し	工事成績平均点以上に過半数の工事が集中してい る現状から評価基準範囲を見直すもの	工事成績平均点以上の評価基準範囲を見直し、高得点範囲の 1点の重みをより明確にすることで差別化を図る			見直し 28

3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

① 建設マスター(優秀施工者国土交通大臣顕彰)等の評価 【継続】

工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保の観点より、優秀な現場従事技能者の活用を図ることを目的として「建設マスター(優秀施工者：国土交通大臣顕彰)」又は「建設ジュニアマスター(青年優秀施工者：土地・建設産業局長顕彰)」を現場従事技能者として配置する場合に加算点を付与する取り組みを試行する。

なお、建設マスター・登録基幹技能者の評価について、優秀な現場従事技能者の活用を図る目的が同じであるため、令和4年度から重複評価を行わない。

【実施内容】

- 試行対象工事 : 「技術提案評価型(WTOを除く)・施工能力評価型」へ適用。
- 評価方法 : 総合評価の「その他企業評価」で加点評価(最大5点)
- 評価対象者 : 対象工種の施工期間全てに従事できる、建設マスター又は建設ジュニアマスターの配置が有る場合、加算点付与の対象とする。
- 申請時提出資料 : 申請書のみで評価し、証明資料の提出は不要。
※契約後に監督職員が「顕彰状」及び「技能職種」の確認を実施する。

■評価項目

評価項目	評価基準	配点	評価点
建設マスター等の活用	建設マスターを活用する	5	/5
	建設ジュニアマスターを活用する	3	

◆近年の取り組み

- 令和3年度(試行開始) 実施件数343工事(全参加者1238者、活用者284者うち受注者93者)
- 令和4年度 実施件数221工事(全参加者808者、活用者155者うち受注者40者)
- 令和5年度 実施件数221工事(全参加者808者、活用者47者うち受注者15者)
(12月末時点契約済み工事)
- **令和6年度も継続**

3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

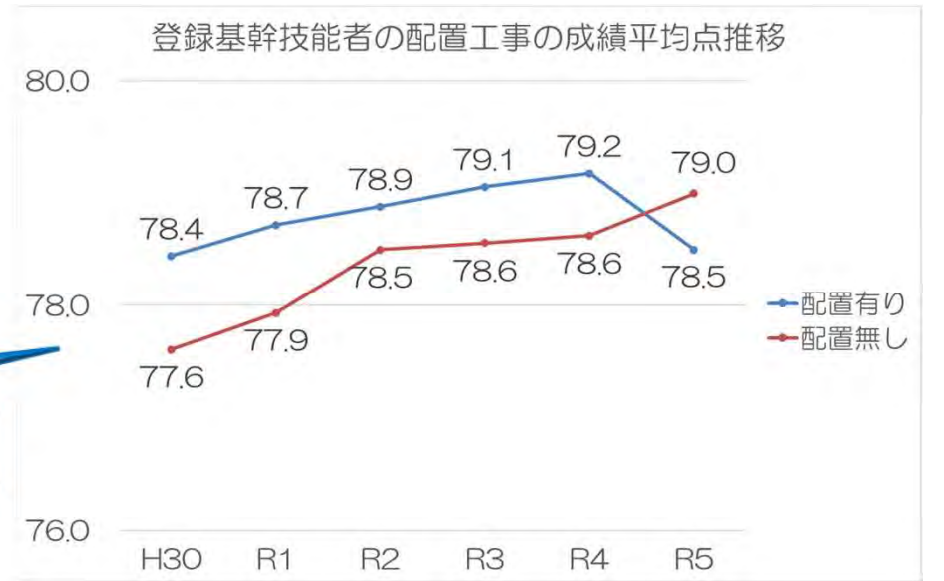
② 登録基幹技能者の配置に関する加点措置【継続】

熟達した作業能力と豊富な知識を持ち、現場をまとめ効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた「登録基幹技能者」について、WTO工事を除く全工事において引き続き加点評価を実施する。
 なお、建設マスター・登録基幹技能者の評価について、優秀な現場従事技能者の活用を図る目的が同じであるため、令和4年度から重複評価を行わない。

近年の取り組み 令和6年度も継続

年度	実施件数	全参加者	活用人	うち受注者	備考
平成30年度	351	1673	1227	246	試行開始
令和元年度	420	1510	1089	263	
令和2年度	455	1585	1169	314	
令和3年度	355	1250	890	243	
令和4年度	318	1359	1015	219	
令和5年度	190	627	451	120	12月末時点

■ その他企業評価において加点評価
 ● 登録基幹技能者の活用 → 5点（加点）



工事成績について、登録基幹技能者の配置工事と配置無し工事を比較した結果、配置工事の成績が高く品質の確保に機能している。

3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

③ 堤防維持工事等において河川維持管理技術者等を評価する工事【本格運用化】

台風や地震等の異常気象時における河川管理施設の状況把握等、特別な巡視である「河川巡視工」を行う河川維持工事等において、地域の河川に熟知し、維持管理についての的確な状態の把握と対応の提案を行うことの出来る「河川維持管理技術者等」の評価を引き続き実施する。

- ◆一般財団法人河川技術者教育振興機構の以下の資格試験(H27年度創設)に合格し、登録した者
 - ・河川維持管理技術者：河川の維持管理に求められる応用的技術や経験を有するほか、地域の河川に関する知識・経験を有する技術者
 - ・河川点検士：河川の維持管理における点検等に関する基本的技術・経験を有する技術者

- その他企業評価において加点評価
 - 河川維持管理技術者の活用 → 5点(加点)
 - 河川点検士の活用 → 3点(加点)

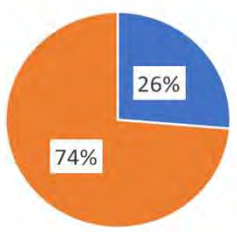
近年の取り組み

年度	実施件数	全参加者	活用人	うち受注者	備考
平成30年度	51	170	28	9	試行開始
令和元年度	27	60	21	9	
令和2年度	17	30	11	7	
令和3年度	14	18	7	6	
令和4年度	10	20	7	4	
令和5年度	16	29	12	6	12/18時点



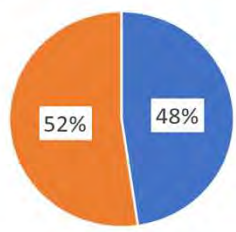
活用も進んできており、登録者数も年々増加傾向にあり、試行の効果が発揮されている状況であることから、本格運用に移行する。

全入札参加者数に対する活用人の割合

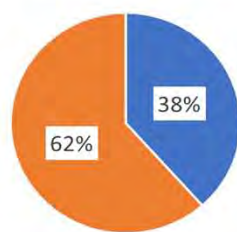


H30年からR5までの全入札参加者の26%が活用し、活用人の約半数が受注者であった。

活用人に対する受注者の割合

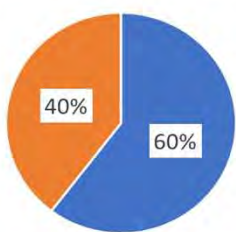


維持修繕工事参加者数に対する活用人の割合



さらに、維持工事参加者の38%が活用し、活用人の6割は受注者であった。

維持修繕工事活用人に対する受注者の割合



3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

④ 自治体実績評価型(試行)【継続】

近年において直轄工事の施工実績を持たない企業の受注機会を拡大し、地域建設業の担い手を確保することを目的として、企業及び技術者評価の工事成績において県発注工事と直轄発注工事の工事成績を同等に扱う試行を実施する。

【実施内容】

試行対象工事：施工能力評価型Ⅱ型 一般土木工事C等級、維持修繕工事

◆近年の取り組み

- 平成27年度から試行を実施
- 平成30年度は、実施件数24件（全参加者87者 活用人8者 うち受注者2者）
- 平成31年度からは、直轄と自治体に差がある評価項目を見直し、更に同等性を向上させるため、維持修繕工事にも適用を拡大
- 令和元年度は、実施件数56工事（全参加者117者 活用人21者 うち受注者9者）
- 令和2年度は、実施件数74工事（全参加者183者 活用人22者 うち受注者8者）
- 令和3年度は、実施件数30工事（全参加者77者 活用人15者 うち受注者6者）
- 令和4年度は、実施件数26工事（全参加者64者 活用人15者 うち受注者4者）
- 令和5年度（12月末時点契約済み工事）は、実施件数14工事（全参加者28者 活用人14者 うち受注者1者）
- **令和6年度も継続**

【標準の配点表】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	5
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜

【自治体実績評価型の配点表】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	-
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜

●直轄と自治体を同等に評価する。
●評価項目として設定しない。

3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

⑤ 地元企業の新たな参入を促す方式(チャレンジ型)の試行【継続】

直轄実績や県実績が無く(少なく)新規参入が困難な企業への受注機会を拡大し、新たな地域建設業の担い手を確保することを目的として、工事成績及び表彰等を評価せず、同種工事成績、近隣地域の施工実績等のみで評価を行う試行を実施する。

【実施内容】

- 参加者が少ないことが想定される建築、機械、電気設備、維持工事を想定。
- 競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減のため、「簡易な施工計画」を求めない。

【標準の配点表】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	5
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜

【チャレンジ型の配点表(例)】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験※	10
	工事成績	—
	優良技術者表彰	—
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	—
	工事に係る表彰	—
	近隣地域の施工実績※	10
	災害支援に係る表彰等	—
その他企業評価		適宜

◆近年の取り組み

- 令和元年度 実施件数 4工事
(全参加者20者 新規参入者1者
うち受注者1者)
- 令和2年度 実施件数 6工事
(全参加者18者 新規参入者1者
うち受注者0者)
- 令和3年度 実施件数 3工事
(全参加者15者 新規参入者10者
うち受注者2者)
- 令和4年度 実施件数 2工事
(全参加者 2者 新規参入者0者
うち受注者0者)
- 令和5年度(12月末時点契約済み工事)
実施件数 0工事
(全参加者 0者 新規参入者0者
うち受注者0者)
- 令和6年度も継続

評価項目として設定しない。

※直轄と自治体の評価に差がある評価項目

3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

⑥ 自治体実績評価チャレンジ型(試行)【新規】

直轄工事の施工実績を持たない一般土木C又はD等級の企業の受注機会を拡大し、地域建設業の担い手確保や若者のやり甲斐創出を目的として、工事成績及び表彰等を評価せず、県発注工事と直轄発注工事の同種工事実績、近隣地域の施工実績を同等に扱う試行を実施する。

【実施内容】

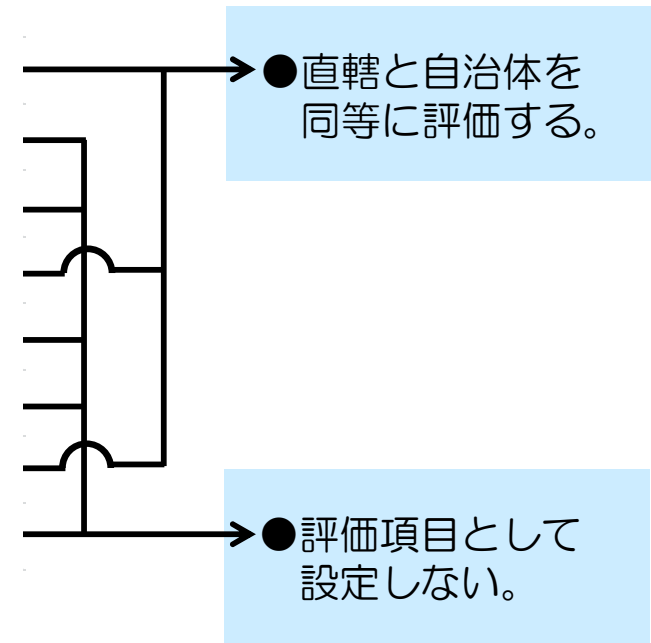
- 試行対象工事 : 施工能力評価型Ⅱ型 一般土木工事C又はD等級 (工事難易度Ⅱ以下)
- 試行対象発注範囲 : 事務所管内のエリア毎を想定 (例: 香川の東讃や西讃で発注)
- 工事規模 : 0.6億~1.2億まで

【標準の配点表】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	30
	優良技術者表彰	5
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	30
	工事に係る表彰	5
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	10
その他企業評価		適宜

【自治体実績評価チャレンジ型の配点表(例)】

分類	評価項目	配点
技術者評価	CPD	5
	同種類似工事の施工経験	10
	工事成績	—
	優良技術者表彰	—
基本企業評価	同種工事の施工実績	10
	工事成績	—
	工事に係る表彰	—
	近隣地域の施工実績	10
	災害支援に係る表彰等	—
その他企業評価		適宜



3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

⑦ 橋梁補修工事等の施工実績を評価する試行(橋梁上部)【継続】

- 橋梁の品質を長期にわたって確保するためには、新設橋梁の設計や施工時において、損傷の実態を踏まえた構造上の配慮等が重要
- 橋梁補修工事等の実績を有する企業は、損傷が発生しやすい箇所や損傷内容・要因等を熟知しており、その知識を新設構造物の施工にフィードバックすることで、橋梁の長寿命化や品質の更なる向上が期待できる。
- 新設の鋼橋上部工事・PC橋上部工事において、「橋梁補修工事等の実績を有する企業を加点評価」する試行を実施

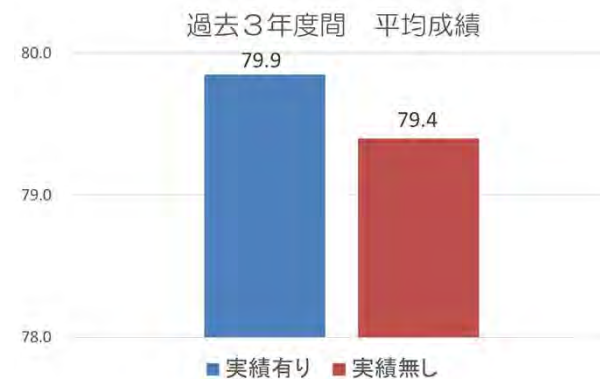
「橋梁補修工事等の実績」とは、四国地整または四国四県、四国内市町村発注の橋梁上部の補修または耐震補強を行った工事の実績

【実施内容】

- 試行対象工事 : 鋼橋上部工事、PC橋上部工事（いずれも新設。WTO対象案件を除く。）
 評価する補修工事等 : 過去4年度間に、元請けとして施工した四国地整または四国四県、四国内市町村発注の橋梁補修工事等
 評価方法 : 橋梁補修工事等の実績を総合評価の「その他企業評価」で加点評価（最大5点）

■ その他企業評価「橋梁補修工事等の施工実績」

評価項目	評価基準	配点	評価点
橋梁補修工事等の実績の有無	四国地整発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	5	/ 5
	四国四県発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	3	
	四国内市町村発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	1	



◆ 近年の取り組み 令和6年度も継続

年度	実施件数	全参加者	活用者	うち受注者	備考
令和元年度	15	77	38	12	試行開始
令和2年度	7	51	16	5	四国内市町村発注の橋梁補修工事等の施工実績にも適用拡充
令和3年度	14	81	44	12	
令和4年度	12	75	44	10	
令和5年度	3	10	7	3	12月末時点

工事成績について、橋梁補修工事等の実績有り工事と実績無し工事を比較した結果、実績有り工事の成績が高く品質の確保の効果が見られる。

3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

⑧ 橋梁補修工事、経常維持工事の施工実績を評価する試行(橋梁下部)【継続】

- 橋梁の品質を長期にわたって確保するためには、新設橋梁の設計や施工時において、損傷の実態を踏まえた構造上の配慮等が重要
- 橋梁補修工事等の実績を有する企業は、損傷が発生しやすい箇所や損傷内容・要因等を熟知しており、その知識を新設構造物の施工にフィードバックすることで、橋梁の長寿命化や品質の更なる向上が期待できる。
- 新設の一般土木工事C等級（橋梁下部工事に限る）において、「橋梁補修工事等の実績を有する企業を加点評価」する試行を実施

「橋梁補修工事等の実績」とは以下の工事のいずれかの実績

- ・ 橋梁補修工事（四国地整・四国四県）： 橋梁の補修または耐震補強を行った工事
- ・ 経常維持工事（四国地整のみ）： 年間を通して実施する河川（ダムを含む）または道路の維持工事

【実施内容】

- 試行対象工事： 一般土木工事C等級（橋梁下部工事（新設）に限る。）
 評価する補修工事等： 過去4年度間に、元請けとして施工した四国地整または四国四県発注の橋梁補修工事等
 評価方法： 橋梁補修工事等の実績を総合評価の「その他企業評価」で加点評価（最大3点）

■ その他企業評価「橋梁補修工事等の施工実績」

評価項目	評価基準	配点	評価点
橋梁補修工事等の実績の有無	四国地整発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	3	/ 3
	四国四県発注の橋梁補修工事等の施工実績あり	2	



◆ 近年の取り組み 令和6年度も継続

年度	実施件数	全参加者	活用者	うち受注者	備考
令和2年度	31	176	110	21	試行開始
令和3年度	21	106	79	15	
令和4年度	33	190	147	29	
令和5年度	13	67	46	9	12月末時点

工事成績について、橋梁補修工事等の実績有り工事と実績無し工事を比較した結果、実績有り工事の成績が高く品質の確保の効果が見られる。

3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

⑨ 経常維持工事の施工実績(企業)を評価する試行【継続】

経常維持工事は、河川・道路の日々のメンテナンスに加え、災害等の異常時には緊急的な措置を行うことから、地域の安全・安心の確保のためには非常に重要な工事である。施工する企業には、24時間体制で緊急かつ多岐にわたる工事内容への対応等、技術力・マネジメント力が必要とされる。

これらの実績を有する企業は、経常維持工事以外の工事においても十分に活躍できる能力があると考えられることから、経常維持工事の施工実績を新規発注工事の総合評価で加点評価を行う。

※経常維持工事（四国地整）：年間を通して実施する河川（ダムを含む）または道路の維持工事

【実施内容】

- 試行対象工事：一般土木工事C等級
- 評価する施工実績：過去4年度間に元請けとして施工した四国地整発注の経常維持工事
- 評価方法：経常維持工事の実績を総合評価の「その他企業評価」で加点評価（3点）

■その他企業評価 「経常維持工事の施工実績」

評価項目	評価基準	配点	評価点
経常維持工事の施工実績の有無	四国地整発注の経常維持工事の施工実績あり	3	/3

◆近年の取り組み

年度	実施件数	全参加者	活王者	うち受注者	備考
令和2年度	56	224	52	16	試行開始
令和3年度	21	72	12	0	
令和4年度	39	215	33	8	
令和5年度	33	139	48	16	12月末時点

令和6年度も継続

3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

⑩ 経常維持工事の施工経験（技術者）を評価する試行【継続】

経常維持工事は、河川・道路の日々のメンテナンスに加え、災害等の異常時には緊急的な措置を行うことから、地域の安全・安心の確保のためには非常に重要な工事である。従事する主任（監理）技術者（以下「技術者」という）には、24時間体制で緊急かつ多岐にわたる工事内容への対応等、技術力・マネジメント力が必要とされる。

これらの実績を有する技術者は、経常維持工事以外の工事においても十分に活躍できる能力があると考えられることから、経常維持工事の施工経験を新規発注工事での同種工事の施工実績として扱う試行を、一般土木工事C等級において実施する。

経常維持工事での継続的な担い手確保、並びに従事した技術者が他工事で活躍することが期待される。

※経常維持工事：年間を通して実施する河川（ダムを含む）または道路の維持工事

【実施内容】

- 試行対象工事：一般土木工事C等級
- 評価する施工実績：過去4年度間に、元請けの技術者として施工した四国地整発注の経常維持工事（専任期間）
- 資格要件：経常維持工事の施工経験と競争参加資格要件（技術者）の同種工事の施工実績を同等とみなす
- 評価方法：経常維持工事の施工経験を「より同種性の高い工事」として評価（下表参照）

◆近年の取り組み

- 令和2年度から試行を実施。実施件数94工事
- 令和3年度 実施件数24工事
- 令和4年度 実施件数84工事
- 令和5年度（12月末時点契約済み工事）実施件数33工事
- **令和6年度も継続**

■同種工事の施工経験

平成18年度以降の主任（監理）技術者等又は担当技術者としての同種工事の施工経験、又は平成18年度以降の経常維持工事の施工経験	直轄	旧公団等	他省庁・都道府県・政令指定都市	市町村	その他
主任（監理）技術者等 より同種性の高い工事、又は経常維持工事の施工経験	10.0	7.0	5.0	3.0	0.0
同種性が認められる工事	7.0	5.0	3.0	1.0	0.0
担当技術者 より同種性の高い工事	7.0	5.0	3.0	1.0	0.0
同種性が認められる工事	5.0	3.0	1.0	0.0	0.0

■同種工事の工事成績評定通知による評定点

平成25年度以降の配置予定技術者の同種工事の評定点、又は平成25年度以降の経常維持工事の評定点	直轄工事において主任（監理）技術者等		直轄工事において担当技術者又は四国四県発注工事において主任（監理）技術者等	
	より同種性の高い工事、又は経常維持工事	同種性が認められる工事	より同種性の高い工事	同種性が認められる工事
80点以上	30.0	20.0	20.0	10.0
80点未満 78点以上	25.0	15.0	15.0	5.0
78点未満 76点以上	20.0	10.0	10.0	0.0
76点未満 74点以上	15.0	5.0	5.0	0.0
74点未満 72点以上	10.0	0.0	0.0	0.0
72点未満 70点以上	5.0	0.0	0.0	0.0
70点未満	0.0	0.0	0.0	0.0

※経常維持工事の施工経験は「より同種性の高い工事」として評価する。

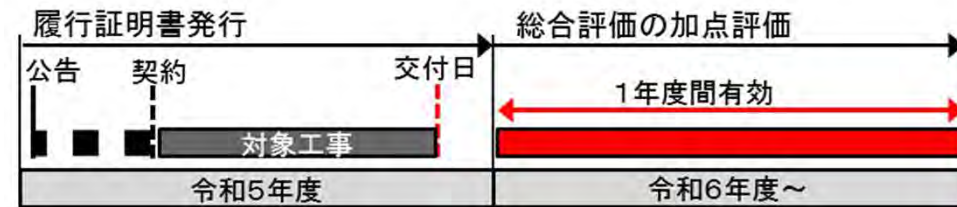
3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

⑪ 社会的制約条件を考慮すべき工事の施工実績を評価する試行【継続】

- 近年の四国地方整備局発注工事の応札状況は、特定工事に参加者が集中する傾向が顕著。
- 地域建設業が持続的に発展していくためには、様々な工事の実績を積み、事業進捗に応じて変化する工事内容や現場条件等に柔軟に対応出来る対応力や技術力を育成していくことが不可欠。
- 社会的制約条件が厳しい工事の施工実績を有する企業は、現場対応力に優れ、また工程管理等を含めた高いマネジメント能力を有しており、幅広い工事での活躍が期待される。
- このため、「事務所が発注段階で指定する社会的制約条件を考慮すべき工事（施工能力評価Ⅱ型）」を対象に、履行証明書を交付し、同一事務所において翌年度発注（施工能力評価Ⅱ型）工事の総合評価で加点する試行を実施する。
- 令和5年度は、27件で実施。（R5.12月末時点）

【実施内容】

- 試行対象工事：全工種（経常維持工事、橋梁補修工事は除く）
- 交付時期：工事成績評定通知時に「履行証明書」を交付。
有効期間は交付日の翌1年度間。
- 評価方法：総合評価の「その他企業評価」で加点。



※履行証明書発行、総合評価の加点評価ともに
試行対象は施工能力評価Ⅱ型とする。

評価項目	配点	評価点
社会的制約条件を考慮すべき工事の施工実績あり	3	/3

厳しい社会的制約条件を考慮すべき工事(例)

項目	評価対象事項(代表的事項等)
①地中障害物・架空線、近接施工	地下埋設物等作業障害物・架空線、建築物等の工事上の制約となる近接物のある工事
②現道作業	現道上での交通規制を伴う歩道工事や舗装修繕工事など
③山間・急傾斜地での工事	資機材の搬入が困難な山間・急傾斜地での工事など
④低水路・出水期施工工事	頻繁な小出水への対応や手待ち等制約のある工事など
⑤作業用道路・ヤード	狭隘な工事用道路、生活道路を利用した資機材搬入等制約のある工事など
⑥その他	遠隔地の工事など

3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

⑫ 建設シニアの配置を促す評価方式の実施【継続】

高齢化が急速に進む四国の実情を踏まえ、熟練技術者の活躍の場を確保し、その豊富な知識・経験の次世代への継承を目的として、一定年齢（60歳）以上の担当技術者又は現場代理人の配置を加点評価する評価手法を、令和4年度から対象を分任官工事の一般土木工事C等級に加え橋梁補修工事に適用を拡大し試行を実施。

■実施内容

【対象工事】

- 一般土木工事C等級
- 橋梁補修工事

【加点条件】

- 60歳以上の担当技術者又は現場代理人を、1/2工期以上配置すること
- 1級土木施工管理技士の資格を有していること

【配点】

若手技術者への技術継承を目的とするため、当該工事の監理技術者等が50歳以下の場合は5点、50歳を超える場合は2点をその他企業評価において加点する。

橋梁補修工事において、熟練技術者の活躍の場を確保し、その豊富な知識・経験の次世代への継承が期待出来るため、令和4年度から適用を拡大する。

◆近年の取り組み

年度	実施件数	全参加者	活用人	うち受注者	備考
令和元年度	4	24	6	1	試行開始
令和2年度	10	44	9	3	
令和3年度	4	4	0	0	
令和4年度	1	4	0	0	
令和5年度	3	8	1	0	12月末時点

令和6年度も継続

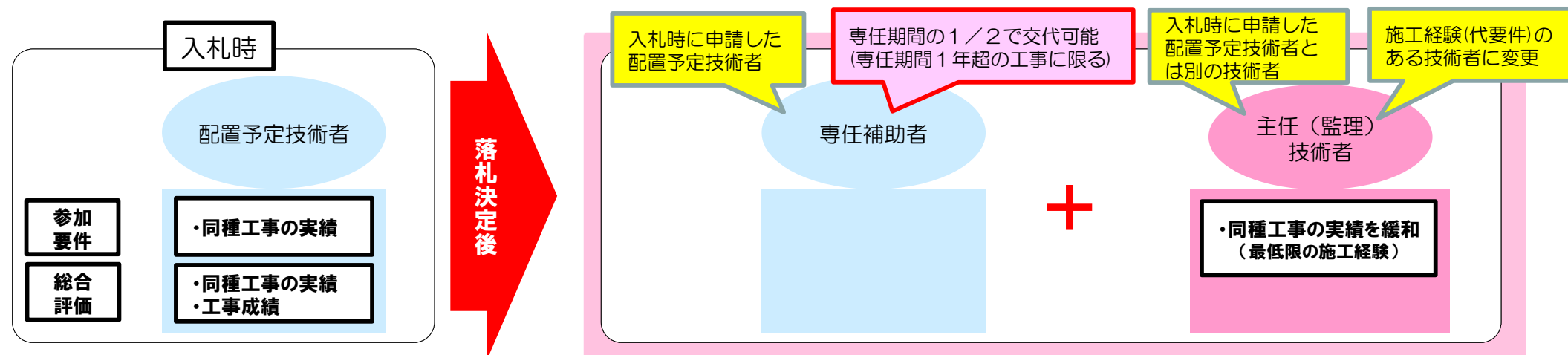
3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

⑬ 専任補助者制度【拡充】

- 現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（専任補助者）を配置することができる試行を実施する。
- 令和5年度までWTOの一般土木（トンネル等）にて試行を実施していた。
- 令和6年度より試行対象をWTOの一般土木（トンネル等）から全工事に拡充する。

○対象は全工事とする。

- 専任補助者を配置する場合、落札決定後に配置予定技術者を選定し、受発注者間の協議によって決定する。
- 専任補助者を配置する場合、新たに配置する主任技術者又は監理技術者の施工経験は、最低限の施工経験（任意に設定）を有するものとする。
- 専任補助者は以下の条件を満たせば交代させることができる。
 （例）トンネル： 従事期間が1年を超え、かつ当該工事の専任期間の1 / 2を超えた場合
 ただし、交代できる技術者は入札手続時の技術者評価点が交代前の専任補助者と同等以上となる者とする。



◆近年の取り組み

- 令和2年度は、WTOの一般土木工事（トンネル）の4件で試行を実施。
- 令和3年度は、WTOの一般土木工事（トンネル）の2件で試行を実施。
- 令和4年度は、WTOの一般土木工事（トンネル）の4件で試行を実施。
- 令和5年度は、WTOの一般土木工事（トンネル）の3件で試行を実施。
- 令和6年度は、全工事で試行を継続。

3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

⑭ 技術提案・交渉方式【継続】

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第56号）において、仕様の確定が困難な工事に対し、技術提案の審査及び価格等の交渉により仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）が規定され、平成28年度より全国で適用が開始されている。四国地方整備局においても、令和元年度に高知県内の橋梁補修工事、令和2年度に砂防堰堤工事、**令和3・4年度にダム工事に適用**しており、今後も積極的に適用する。

1. 適用工事

① 発注者が最適な仕様を設定できない工事

例：国家的な重要プロジェクト開催までに確実な完成が求められる大規模なものである一方、交通に多大な影響を及ぼすため、工事期間中の通行止めが許されないことから、高度な工法等の活用が必要な高架橋架け替え工事

② 仕様の前提となる条件の確定が困難な工事

例：構造的に特殊な橋梁における大規模で複雑な損傷の修繕工事

2. 契約タイプとして3つの類型から選定

1) 設計・施工一括タイプ

⇒ 優先交渉権者と価格等の交渉を行い、設計及び施工の契約を締結

2) 技術協力・施工タイプ (ECI※)

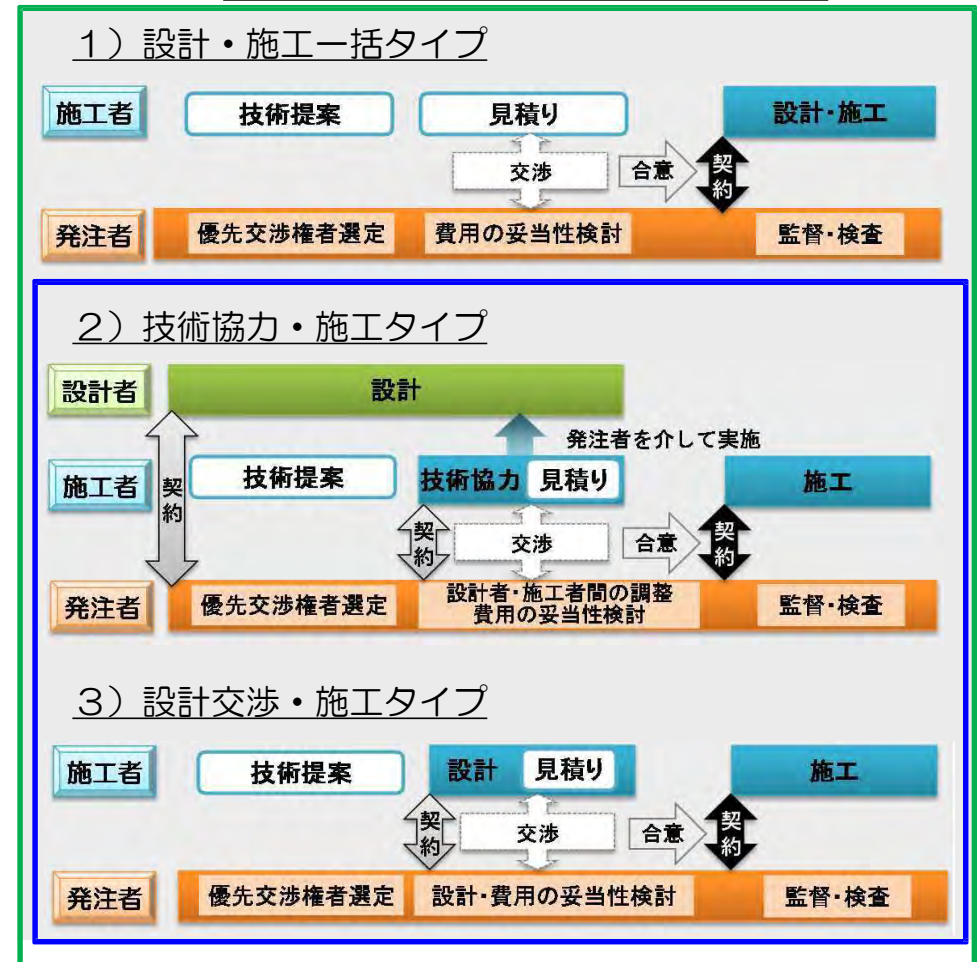
⇒ 優先交渉権者と技術協力業務を締結。別契約の設計に提案内容を反映させながら価格等の交渉を行い、施工の契約を締結

3) 設計交渉・施工タイプ (ECI※)

⇒ 優先交渉権者と設計業務を締結。設計の過程で価格等の交渉を行い、施工の契約を締結

※Early Contractor Involvementの略

各契約タイプにおける手続の流れ



3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

⑮ 工事成績の評価基準範囲の見直し【見直し】

平成29年度から、工事成績平均点の上昇が見られ、78点以上に過半数の工事が集中しており、令和4年度においては、約95%が78点以上に集中している。このような状況であるため、78点以上の工事成績の評価基準範囲での配点差が付き辛い状況となっており、評価基準範囲の見直しを行うものである。

【工事成績獲得状況】

レンジ	年度									
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3	R4
86点	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
85点	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
84点	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.4%	0.0%	0.2%	0.3%
83点	0.0%	0.0%	0.2%	0.4%	0.2%	0.6%	1.3%	1.4%	0.6%	0.8%
82点	0.5%	0.9%	0.7%	3.4%	1.5%	1.8%	1.1%	0.9%	2.7%	2.8%
81点	0.9%	0.7%	2.5%	0.8%	2.7%	2.2%	2.5%	4.6%	6.3%	6.4%
80点	1.6%	1.3%	5.7%	5.5%	5.5%	14.1%	10.5%	12.9%	19.8%	20.7%
79点	3.9%	6.3%	10.8%	7.0%	7.4%	16.1%	21.4%	27.3%	34.5%	41.1%
78点	6.9%	6.1%	25.0%	31.5%	33.3%	32.8%	37.7%	35.7%	27.3%	23.0%
76~77点	48.8%	53.1%	43.3%	45.2%	40.4%	27.5%	21.8%	15.6%	5.9%	3.3%
74~75点	28.3%	23.2%	6.7%	4.7%	5.9%	3.7%	2.3%	1.4%	1.0%	0.8%
72~73点	6.4%	5.0%	2.8%	0.4%	1.7%	0.6%	0.4%	0.2%	0.8%	0.3%
70点以下	0.9%	1.7%	0.9%	0.4%	0.2%	0.4%	0.4%	0.0%	0.6%	0.5%
70~71点	1.9%	1.7%	1.4%	0.6%	0.4%	0.2%	0.2%	0.0%	0.4%	0.3%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

最近は78点以上に過半数が集中

令和4年度75点未満の合計1.9%

工事成績平均点 77.5 77.6 78.0 78.3 78.5 78.9 79.1
全工程

工事成績評価基準【現行】

評価項目	評価基準	配点	評価点
平成20年度以降の同種工事の施工実績	より同種性の高い工事の実績	10	10.0
	同種性が認められる工事の実績	0	
過去4年度間の工事成績評定通知書による評定点の平均点	80点以上	30	30.0
	78点以上 80点未満	25	
	76点以上 78点未満	20	
	74点以上 76点未満	15	
	72点以上 74点未満	10	
	70点以上 72点未満	5	
	上記以外	0	

【見直し】

評価項目	評価基準	配点	評価点
平成20年度以降の同種工事の施工実績	より同種性の高い工事の実績	10	10.0
	同種性が認められる工事の実績	0	
過去4年度間の工事成績評定通知書による評定点の平均点	82点以上	30	30.0
	81点以上 82点未満	25	
	80点以上 81点未満	20	
	79点以上 80点未満	15	
	77点以上 79点未満	10	
	75点以上 77点未満	5	
	上記以外	0	

過半数獲得範囲を細分化し差別化

【業務】

令和6年度

総合評価落札方式等実施方針



四国地方整備局

令和6年度実施方針（案）について

- ◆四国は急峻な地形、脆弱な地質の上、南北で極端な降雨特性を有するなど極めて厳しい自然条件に立地するとともに、南海トラフに伴う海溝型地震（M8～9クラス）が今後30年以内に70～80%の発生確率と算定されており、四国に暮らす約400万人の安全と安心を確保できる体制の継続的な確保が不可欠となっている。
- ◆また、四国は全国に先駆けて人口減少が加速、老年人口の割合も全国平均より約10年早いペースで進展する中、地域の存続に向けては各種の地域計画等と連携した必要な社会基盤を整え、維持していくことが求められる。
- ◆一方、全国的に人材不足が叫ばれる中、建設業への就業者数も平成9年をピークに約3割減少、高齢化が進む中、四国で建設業を営む者は最近の20年間で約3～5割も減少しており、このままでは災害等をきっかけに地域の社会基盤が機能を失い、地域崩壊を招くことが危惧される。
- ◆このことから四国地方整備局では、良好な社会インフラを将来にわたり安定的に整備・保全するために必要な担い手となる地域建設業及び建設コンサルタント等を確保・育成していくことを目的に、「やりがいとワーク・ライフ・バランスが両立した環境の実現」、「生産性の高い建設生産システムの実現」、「サステナブルな四国の安全安心の実現」を3本柱として各種取組を進めることとする。

やりがいとWLBが両立した環境の実現	生産性の高い建設生産システムの実現	サステナブルな四国の安全安心の実現
満足度の高い仕事(=社会的なプレゼンス)とプライベートの両立した業界を目指す。	人口減少時代を見据え、DXの活用等により労働生産性を向上し、新3K(給料、休暇、希望)を目指す。	少子高齢化が先行する四国のインフラの担い手として、建設業界の持続可能な発展を通じて四国の安全・安心を提供し続けることを目指す。

1. やりがいとワーク・ライフ・バランスが両立した環境の実現

- ① ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行(WLB推進等企業評価)【新規】
- ② 履行期限の平準化
- ③ 技術者の手持ち業務量の緩和【新規】
- ④ 配置予定管理(主任)技術者の雇用関係の見直し【新規】
- ⑤ 出産・育児等による休業期間の評価
- ⑥ 賃上げを実施する企業に対する加点

2. 生産性の高い建設生産システムの実現

- ⑦ インフラDX大賞の評価【見直し】
- ⑧-1 一括審査方式の試行
- ⑧-2 簡易な実施方針の試行【廃止】
- ⑧-3 実施方針の提出・評価を省略する試行【新規】
- ⑧-4 業務能力評価型の試行【新規】
- ⑨ 競争参加表明者に自己評価の提出を求める試行【新規】
- ⑩ 技術提案書等の作成に係る資料におけるインターネットを活用した電子閲覧【見直し】

3. サステナブルな四国の安全安心の実現

- ⑪-1 地域企業の活用促進(チャレンジ型)
- ⑪-2 自治体(県)実績評価型の試行【廃止】
- ⑫ 四国地方整備局発注業務を評価する業務の試行【拡充】
- ⑬ 地域特性を踏まえた特定テーマを設定する業務の試行
- ⑭ 災害支援等関係功労企業に対する感謝状を評価
- ⑮-1 管理(主任)補助技術者の配置(若手タイプⅠ)【廃止】
- ⑮-2 配置予定技術者の年齢評価の試行(年齢・女性)(若手タイプⅡ)【廃止】
- ⑮-3 配置予定技術者の年齢評価の試行(年齢制限)(若手タイプⅢ)【廃止】
- ⑯-1 建設シニアの活用を促す試行
- ⑯-2 建設シニアからの技術継承を促す試行【廃止】
- ⑰ 海外インフラプロジェクト技術者の配置を促す評価
- ⑱ 事業促進PPP・PM・CM業務実績の加点評価
- ⑲ 国土交通省登録資格の組合せ加点の試行
- ⑳ 業績成績評価対象の見直し【見直し】
- ㉑ 学会表彰の活用

1. やりがいとワーク・ライフ・バランスが両立した環境の実現







試行メニュー		背景・目的	試行内容	対象案件	備考
①	WLB推進等 企業評価	女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取り組み指針に基づき、建設業界全体でWLB等が推進されるための取り組みとして、WLB等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価するもの	女性活躍推進法（えるぼし等）、次世代法（くるみん等）、若者雇用促進法（ユースエール）のいずれかの法令に基づく認定を受けている企業を加点評価	プロポーザル方式 総合評価落札方式	新規
②	履行期限の平準化	年度末に完了する業務は、不具合の発生率が高い傾向にあり、業務完了の集中による品質低下が懸念されているとともに、年度末における技術者の長時間労働の要因になっている	業務サイクルの見直し、計画的な発注により履行期限の平準化を推進する	全ての発注方式	
③	技術者の手持ち業務量の緩和	履行中業務の履行期限や補正予算及び翌年度予算による新規業務の発注手続きが年度末に集中している現状に鑑みて、手持ち業務量の制限を一部緩和する試行に取組み、受注機会の拡大を図る。	第4四半期に入札契約手続きを開始（公告）する業務は、当該年度内に完了する業務を手持ち業務量の対象外とする。	全ての発注方式	新規
④	配置予定管理（主任）技術者の雇用関係の見直し	競争参加資格要件として、配置予定管理（主任）技術者に基準日（参加表明書の提出日）時点で参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係を求めている。	近年の企業再編や移籍・転職などの多様な働き方に対応するため、基準日（参加表明書の提出日）時点で参加表明者と直接的な雇用関係を求めることとする。	全ての発注方式	新規
⑤	出産・育児等による休業期間の評価	予定技術者の経験及び能力の審査及び評価において、予定技術者が審査及び評価の対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、入札・契約手続の公平性の確保を踏まえた上で、原則、休業期間に相当する期間を審査及び評価の対象期間に加えるもの。	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定技術者の評価期間について、出産・育児等による休業期間を評価対象期間から除くもの。 同種・類似業務実績、業務成績 技術者表彰、CPD取得実績 	全ての発注方式	
⑥	賃上げを実施する企業に対する加点	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置を検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行うもの。	<p>事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値（大企業：3%、中小企業等：1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点評価</p> <p>加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。</p>	総合評価落札方式	

① ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行

【新規】

【対象：プロポーザル方式・総合評価落札方式】

○女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法のいずれかの法令に基づく認定企業を加点評価する。

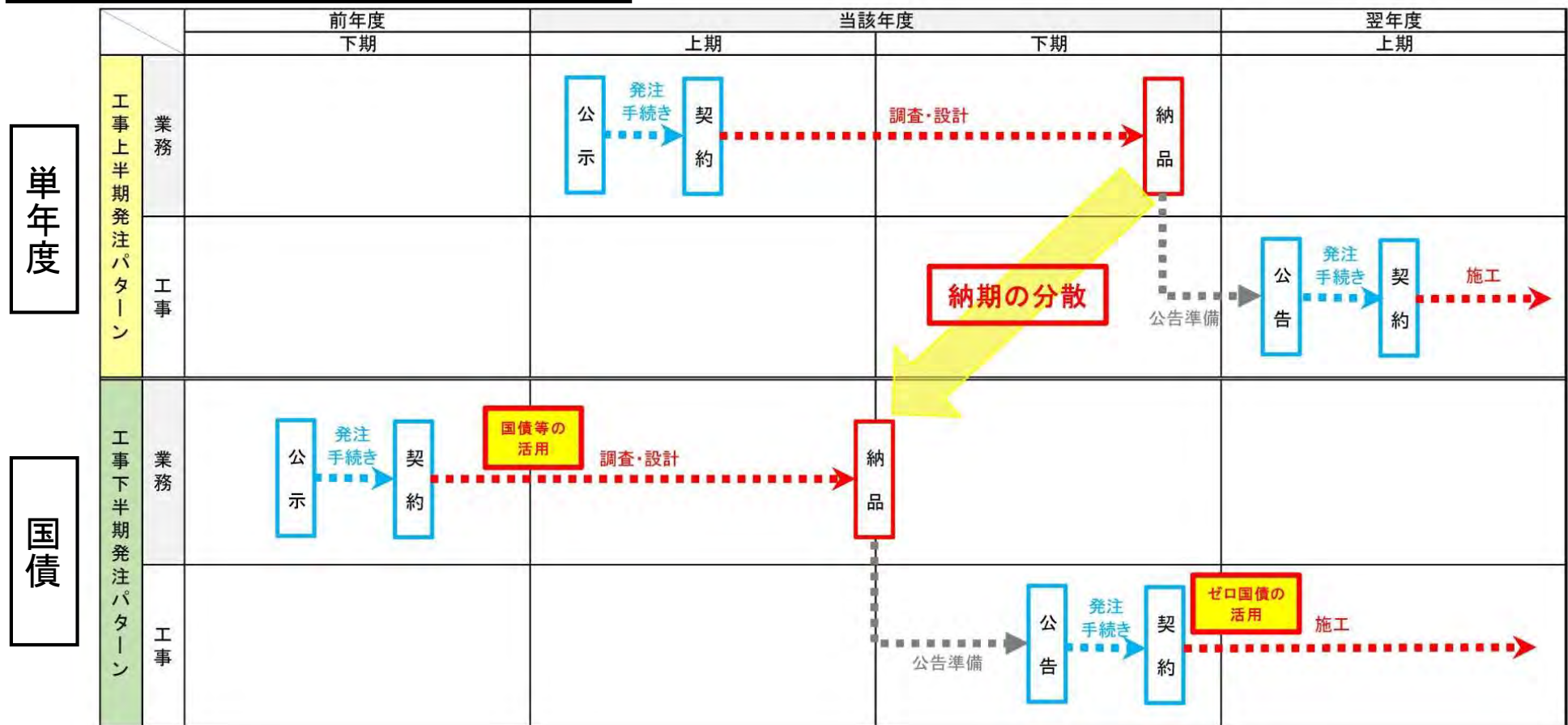
根拠法令	女性活躍推進法	次世代育成支援対策推進法	若者雇用促進法
認定制度	えるぼし認定	くるみん認定	ユースエール認定
概要	<ul style="list-style-type: none"> 一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性活躍推進のための取り組みの実施状況や優良な企業を厚生労働大臣が認定 	<ul style="list-style-type: none"> 一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を厚生労働大臣が認定 	<ul style="list-style-type: none"> 若者の採用・育成の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定
認定基準 (一部抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> 男女別の採用における競争倍率(応募者数/採用者数)が同程度であること 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> 男性労働者の育児休業等取得率が10%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること 女性労働者の育児休業等取得率が、5%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること 	<ul style="list-style-type: none"> 直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下 過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと 過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと
加点評価の対象となる認定等	<ul style="list-style-type: none"> プラチナえるぼし えるぼし3段階目 えるぼし2段階目又は1段階目、かつ、労働時間等の働き方の基準を満足 一般事業主行動計画を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下 	<ul style="list-style-type: none"> プラチナくるみん くるみん(R4.4.1以降) くるみん(H29.4.1~R4.3.31) トライくるみん くるみん 	<ul style="list-style-type: none"> ユースエール
	 	  	
加点	いずれかの認定を受けていれば 1点		

② 履行期限の平準化

【対象：全ての発注方式】

- 業務の履行期限が年度末に集中しており、その時期に完了する業務は、不具合の発生が高い傾向にあることから、品質低下が懸念されているとともに、年度末における技術者の長時間労働の要因になっている。
- このため、発注者は積極的に業務サイクルの見直しを行い、計画的な発注により履行時期の平準化の取組を実施する。具体的には、繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒しなどの取組により履行時期の平準化を推進する。

発注・履行時期の平準化のイメージ

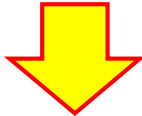


③技術者の手持ち業務量の緩和

【新規】

【対象:全ての発注方式】

- 契約済み業務の履行期限や補正予算及び翌年度予算による新規業務の発注手続きが年度末に集中している現状に鑑みて、手持ち業務量の制限を一部緩和する試行に取組み、受注機会の拡大を図る。
- 具体的には、第4四半期に入札契約手続きを開始(公告)する業務は、当該年度内に完了する業務を手持ち業務量の対象外とする。

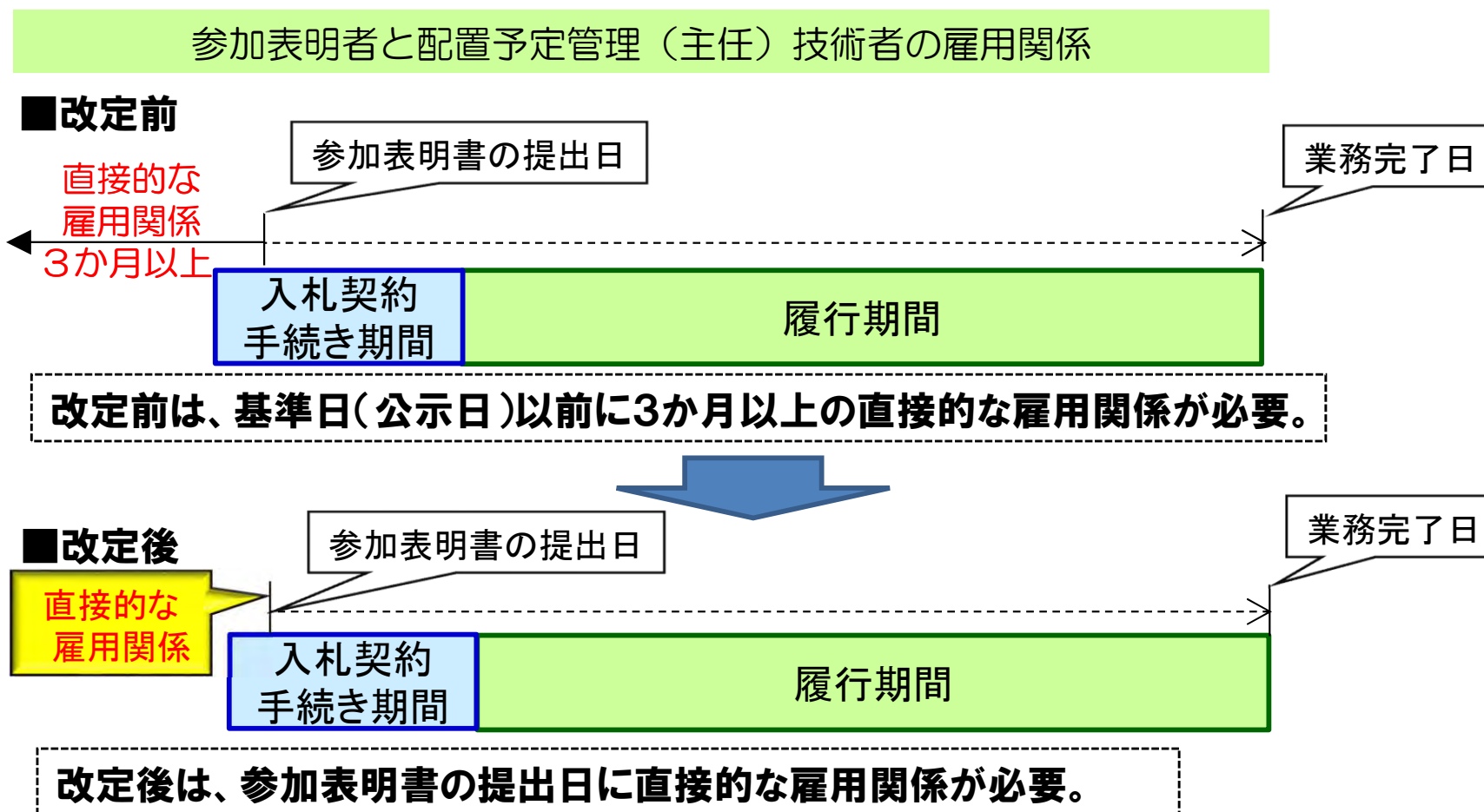
件数の例	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	備考
発注業務		基準日(公告日)		入札契約手続き		履行期間			
手 持 ち の 対 象 業 務	a業務	■	■						第4四半期に手続き(公告)を開始する業務は、3月31日以前に完了する業務は、手持ち業務量の対象外とする 手持ち業務量【見直し前】 a~j業務の10件 発注業務の入札参加資格 無  【見直し後】 e~j業務の6件 発注業務の入札参加資格 有
	b業務	■	■	■					
	c業務	■	■	■	■				
	d業務	■	■	■	■	履行期間の延期			
	e業務	■	■	■	■	■	履行期間の延期		
	f業務	■	■	■	■	■	■		
	g業務	■	■	■	■	■	■		
	h業務	■	■	■	■	■	■		
	i業務		■	■	■	■	■		
	j業務			■	■	■	■		

④配置予定管理(主任)技術者の雇用関係の見直し

【新規】

【対象:全ての発注方式】

- 競争参加資格要件として、配置予定管理(主任)技術者に基準日(参加表明書の提出日)時点で参加表明者と直接的かつ恒常的な雇用関係を求めている。
- 近年の企業再編や移籍・転職などの多様な働き方に対応するため、基準日(参加表明書の提出日)時点で参加表明者と直接的な雇用関係を求めることとする。



⑤ 出産・育児等による休業期間の評価

【対象：全ての発注方式】

○配置予定技術者の評価（業務実績・成績・表彰・CPD）対象期間内に「出産・育児等による休業」期間がある場合は評価対象期間に当該休業期間に相当する期間を加算可能とする。
 ただし、休業期間が確認できる資料の写し（取得証明書等）の提出は申請者の判断とし、提出がない場合は評価対象期間に加算しないものとする。

配置予定技術者が評価対象期間内に出産・育児等で休業していた場合
 （確認できる資料の提出があった場合）

■評価対象期間【改定前】

評価対象期間〇〇年

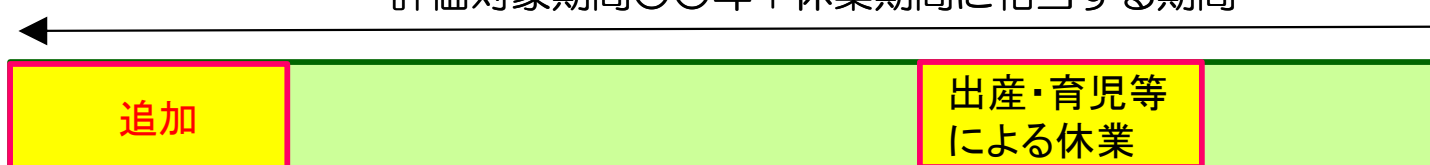


改定前は、休業していたにも関わらず、その期間も評価対象期間とされていた。



■評価対象期間【改定後】

評価対象期間〇〇年＋休業期間に相当する期間



改定後は、休業していた期間に相当する期間を評価対象期間に遡って加える。

◆近年の取り組み

- ・平成29年度より全ての業務に適用
- ・令和6年度も継続

⑥賃上げを実施する企業に対する評価

緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～（令和3年11月8日新しい資本主義実現会議）をうけて賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置を実施する。

【実施内容】

- 適用対象** : 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての業務。
但し、令和4年2月1日以降に公告する調達案件とする。
- 加点評価** : 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値（大企業：3%、中小企業等：1.5%）以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。
加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。
加点割合は5%以上。（賃上げ表明は、事業年度単位又は暦年単位で表明）
- 実績確認等** : 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。
（賃上げ加算点に1点を加えた減点）

■総合評価の加点（単体企業又は同業種設計共同体を対象とした発注方式の場合）

	技術評価点合計	賃上げ評価点（加点）	加点後技術評価点合計	加点割合
簡易公募型総合評価落札方式（簡易型）	100	6	／106	6%（≧5%）
簡易公募型総合評価落札方式（標準型1：2）	150	8	／158	5%（≧5%）
簡易公募型総合評価落札方式（標準型1：3）	200	11	／211	5%（≧5%）

■詳細についてはこちら（四国地方整備局HP）

<http://www.skr.mlit.go.jp/etc/hinkaku/katensochi.html>

2. 生産性の高い建設生産システムの実現

試行メニュー	背景・目的	試行内容	対象案件	備考
⑦ インフラDX大賞の評価	インフラDXの取組大賞を受賞した企業のインセンティブを与えることで、生産性向上に向けた建設業界全体の底上げを図ることを目的に実施するもの。	「インフラDX大賞（国土交通大臣賞、優秀賞、スタートアップ奨励賞、四国地方整備局長賞）」の実績を有する企業を加点点評価	全ての発注方式	見直し
⑧ 一括審査方式の試行	技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減、迅速な入札契約手続きを目的とするもの。	技術審査の効率化及び受発注者双方の事務手続きの負担軽減等を目的に一括して審査（1グループ最大3件まで）	総合評価落札方式において、 ①（分任）支出負担行為担当官が同一 ②業務の目的・内容が同種であり、技術力審査・評価の項目が同じ ③規模（金額）が同程度で多数の参加希望者が見込まれる などを全て満たす業務	
簡易な実施方針の試行		技術提案の作成・審査に係る受発注者双方の負担軽減を目的に実施方針を簡素化	プロポーザル方式 総合評価落札方式（標準型） （簡易型は一部で試行）	廃止
実施方針の提出・評価を省略する試行		技術提案書等の作成・審査に係る受発注者の負担軽減を目的に、実施方針の提出・評価を省略	プロポーザル方式 総合評価落札方式（標準型）	新規
業務能力評価型の試行		技術提案書等の作成・審査に係る受発注者の負担軽減を目的に、実施方針の提出を省略し、企業・技術者評価で総合評価を実施	総合評価落札方式（簡易型）の一部	新規
⑨ 競争参加表明者に自己評価の提出を求める試行	評価・審査のミス防止・精度向上を図るため、企業及び技術者の資格、経験及び能力等に係る各項目の自己評価を参考資料として参加表明書に添付して提出を求めるもの。	参加表明者において想定される評価点を記載した参考資料の提出を求める	全ての発注方式	新規
⑩ 技術提案書等の作成に係る資料におけるインターネットを活用した電子閲覧	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の入札手続に必要な技術提案書等の作成に係る資料の閲覧については、これまで、各事務所等に来庁して閲覧していたところ。 ・業務の効率化、働き方改革の推進を目的とする。 	令和5年12月より電子納品保管管理システム（外部閲覧システム）が運用開始された	プロポーザル方式 総合評価落札方式	見直し

2. 生産性の高い建設生産システムの実現

⑦ インフラDX大賞の評価 【見直し】

【対象：全ての発注方式】

- 建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」に係る優れた取組を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介し、横展開することにより、i-Constructionに係る取組を推進することを目的に平成29年度に「i-Construction大賞」を創設。
- 令和3年度の業務から「i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)」受賞実績を、四国地方整備局長表彰と同等の評価とした。
- 令和4年度からインフラDX大賞と名称を変え、インフラ分野のDXに優れた実績を挙げた取り組みを評価。
- 令和6年度から四国地方整備局長賞の追加と加点の対象とする表彰等の区分を明記。

■評価基準 【土木コン】企業表彰(プロポーザル方式)の例

評価項目				評価の着目点		評価のウェイト
				判断基準		
参加表明者の経験及び能力	成績・表彰	専門技術力	成果の確実性	令和4年度以降の企業表彰の有無	令和4年度以降の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等の企業表彰等について、下記の順位で評価する。 ① 四国地方整備局長表彰(業務)又はインフラDX大賞(国土交通大臣賞、優秀賞、スタートアップ奨励賞)の実績有り ② 四国地方整備局部長等(部長、総括防災官、事務所長及び管理所長を含む)表彰(業務)又はインフラDX大賞(四国地方整備局長賞)の実績有り ③ 四国地方整備局管内事務所長からの災害支援等関係功労企業に対する感謝状の実績有り ④ 四国地方整備局以外の局長表彰(業務)、事務所長表彰等(業務)の実績有り ⑤ 土木学会四国支部表彰(地域技術賞、地域貢献賞)の実績有り ⑥ 上記に該当しない場合は加点しない	① 5 ② 3 ③ 2 ④ 2 ⑤ 2 ⑥ 0

◆近年の取り組み

- ・令和3年度から全ての発注方式で実施
- ・令和6年度も継続

2. 生産性の高い建設生産システムの実現

⑧-1 一括審査方式の試行

【対象：総合評価落札方式】

- 技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減、迅速な入札契約手続きを目的とする。
- 発注の見通しの公表時に一括審査方式及びグループの明示を行い、対象業務を明確化する。

【発注見通しの公表イメージ】

業務名：令和2年度 ○○地質調査業務
 1) 業務区分：地質調査業務 (中略)
 5) その他：総合評価落札方式 一括審査方式(道路1)

業務名：令和2年度 ●●地質調査業務
 1) 業務区分：地質調査業務 (中略)
 5) その他：総合評価落札方式 一括審査方式(道路1)

一括審査のグループを明示

【一括審査の落札者決定イメージ】

落札順番 (落札決定順)	業者ア	業者イ	業者ウ	業者エ
A業務 1番目	落札決定 1位	入札なし (不参加)	2位	3位
B業務 2番目	無効	落札決定 1位	2位	入札なし (不参加)
C業務 3番目	無効	無効	落札決定 1位	2位

※順位づけの後、評価点順位の最上位の者から落札決定する
 ※落札決定を受けた者は、以降の入札は無効となる

【競争参加者の資料提出イメージ】

A業務
 様式-1 様式-2 ~ 様式-10 様式-11 様式-12

B業務
 様式-1 省略 様式-11 省略

C業務
 様式-1 省略 様式-11 省略

B、C業務は様式-2～10、12を省略

- 「参加表明書(表紙)」様式-1は、すべての業務に提出
- 「技術提案書(表紙)」様式-11は、指名されたすべての業務に提出

◆近年の取り組み

- 平成30年度 (試行開始) 5組13件で実施
- 令和元年度 11組24件で実施
- 令和2年度 12組31件で実施
- 令和3年度 10組24件で実施
- 令和4年度 5組12件で実施
- 令和5年度 (12月末時点契約済み業務) 6組13件で実施

2. 生産性の高い建設生産システムの実現

⑧-2 簡易な実施方針の試行 【廃止】

【対象：プロポーザル方式、総合評価落札方式（標準型は全て、簡易型は一部）】

○技術提案の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的とし、実施方針を簡易なものとする。

○文字サイズを10ポイント以上、記載する行数を10行以下とし、更なる簡素化を図る。

〔平成30年度まで〕 (様式-12)

会社名 _____

・業務の実施方針

・業務フロー

・工程計画

検討項目	業務工程						備考
	月	月	月	月	月	月	

・その他

注1) 業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画、その他について簡潔に記載する。
 注2) 発注者が別途費用を要する提案は記載しない。
 注3) 会社名記載箇所以外に、提案者が特定される企業名等を記載してはならない。



〔平成31年度／令和元年度から〕 (様式-12)

会社名 _____

簡易な実施方針

・業務の目的

・業務の実施方針

・工程計画

検討項目	業務工程						備考
	月	月	月	月	月	月	

注1) 業務の目的、業務の実施方針、工程計画について簡潔に記載する。業務の目的、業務の実施方針について、文字サイズ10ポイント以上とし、業務の目的、業務の実施方針を合わせて10行以内に記載する。
 注2) 発注者が別途費用を要する提案は記載しない。
 注3) 会社名記載箇所以外に、提案者が特定される企業名等を記載してはならない。
 注4) 業務の目的、業務の実施方針の記載箇所には図表は記載せず、文章のみとする。

●実施方針への記載を簡素化

- ・具体的な工夫、提案の記載が困難(参加者)
- ・工夫、提案の判読が困難(発注者)

↓

●負担軽減効果は限定的

- △目的に反して負担増の場合がある
- △評価点に差が付かない
- △0点評価が増加し、技術者のモチベーションが低下

新たな試行の取組に移行するため廃止

◆近年の取り組み

- ・令和元年度（総合評価落札方式（簡易型）を対象に試行開始）
- ・令和2年度（総合評価落札方式（簡易型）及び6月1日以降からプロポーザル方式、総合評価落札方式（標準型）を追加
- ・令和3年度
- ・令和4年度
- ・令和5年度（12月末時点契約済み業務）

- 実施件数13業務（活ユーザー 39者）
- 実施件数30業務（活ユーザー 91者）（簡易型のみ）
- 実施件数45業務（活ユーザー 117者）（簡易型のみ）
- 実施件数56業務（簡易型のみ）
- 実施件数63業務（簡易型のみ）

2. 生産性の高い建設生産システムの実現

⑧-3 実施方針の提出を省略する試行【新規】【対象：プロポーザル方式、総合評価落札方式(標準型)】

- 技術提案書等の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的とする。
- 技術提案書と記載内容が重複しやすい簡易な実施方針の提出・評価を省略**して、技術者の資格、経験等及び技術提案書(特定(評価)テーマ)の評価により技術評価点を決定する。

(様式-12)

会社名 _____

簡易な実施方針

・業務の目的

・業務の実施方針

・工程計画

検討項目	実施工程						備考
	月	月	月	月	月	月	

注1) 業務の目的、業務の実施方針、工程計画について簡潔に記載する。業務の目的、業務の実施方針について、文字サイズ10ポイント以上とし、業務の目的、業務の実施方針を合わせて10行以内に記載する

注2) 発注者が別途費用を要する提案は記載しない

注3) 会社名記載箇所以外に、提案者が特定される企業名等を記載してはならない

注4) 業務の目的、業務の実施方針の記載箇所には図表は記載せず、文章のみとする

簡易な実施方針
の提出を省略

簡易な実施方針
の評価を省略

《配点例(プロポーザル方式の場合)》

評価項目	評価内容	評価の着目点		発注方式	
		設定	プロポーザル(総合評価型)		
予定技術者	管理技術者	資格・実績	技術者資格等	◎	10[確認]
			同種又は類似業務等の実績	◎	5[10]
			当該業務従事期間	○	[5]
			CPDの取得状況	◎	2
		計【%】		17【8.5%】	
	成績・表彰	業務の成績(過去4年度間)	◎	28[25]	
		業務表彰の有無(過去4年度間+α)	◎	5	
		手持ち業務件数、金額	-	確認	
	計【%】		33【16.5%】		
	担当技術者	技術者資格等	○	{3}	
照査技術者	技術者資格等	○	{3}		
集計【%】			50【25%】		
特定テーマに対する技術提案	特定テーマ	的確性	◎	30	
		論理的な整理	◎	50	
	実現性	説得力	◎	50	
		提案内容の裏付け	◎	20	
計【%】			150【75%】		
参考見積	業務コストの妥当性	-	確認		
技術評価の合計【%】				200【100%】	

2. 生産性の高い建設生産システムの実現

⑧-4 業務能力評価型の試行 【新規】

【対象：総合評価落札方式(簡易型)の一部】

- 技術提案書等の作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担軽減を目的とする。
- 実施方針の提出・評価を省略し、企業及び技術者の資格、経験等の評価により評価点を決定する。**
- 企業及び技術者の評価点固定化を防止するために、**同種又は類似業務成績の評価を追加する。**
- 一般競争入札方式とすることで、指名段階の手続きが省略可能となり、手続き期間も短縮できる。**

◆単純な調査や測量、設計などの比較的難易度の低い業務は、標準的な実施方法等が広く認知され、具体的な工夫や提案の余地が少ないため、実施方針への記載も一般的な内容になりやすい

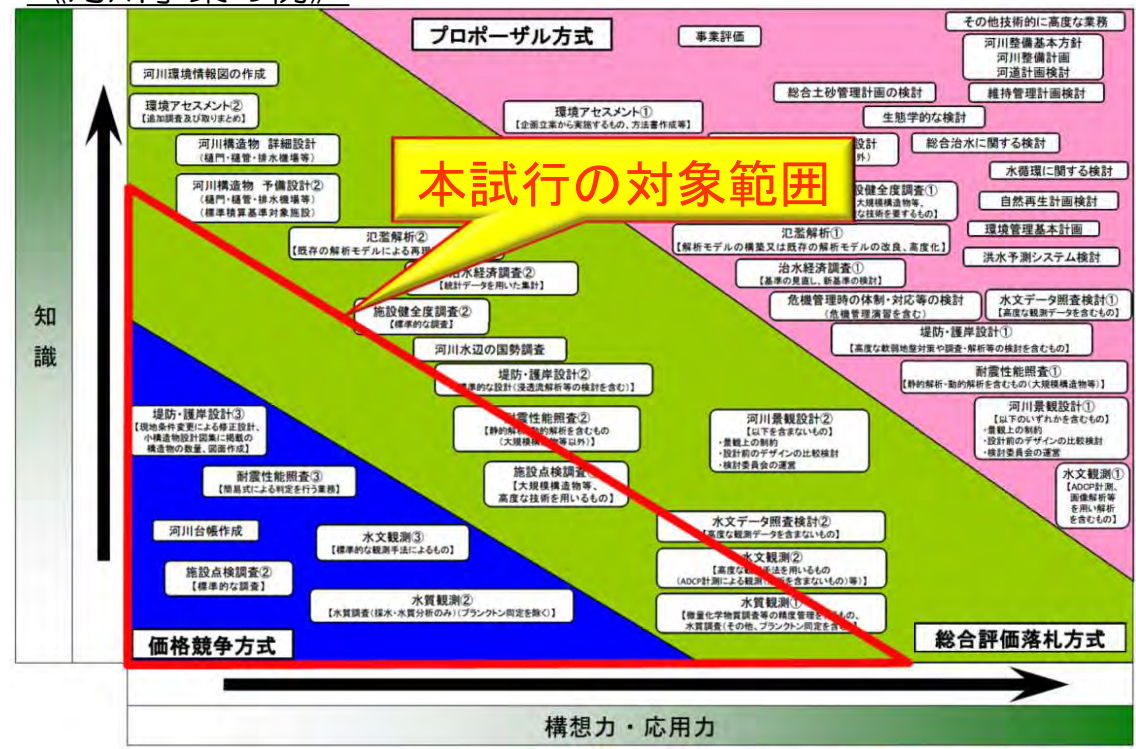
↓

◆評価に差が付きにくい → **★実施方針の提出・評価を省略**

《入札時配点例》

評価項目	評価内容	評価の着目点	設定	発注方式	
				総合評価(簡易型)(1:1)業務能力評価型	
企業	企業	技術部門登録	◎	5	
		同種又は類似業務等の実績(過去10年度間+α)	◎	9(5)	
		迅速性(営業拠点)	-	確認のみ	
		当該事務所、周辺での受注実績(過去10年度間+α)	○	(4)	
		ワーク・ライフ・バランス等推進企業の認定	◎	1	
		計[%]		15【15%】	
		同種又は類似業務の成績	◎	10	
		業務の成績(過去2年度間)	◎	20	
		業務表彰の有無(過去2年度間+α)	◎	5	
		計[%]		35【35%】	
集計[%]		50【50%】			
予定技術者	管理技術者	技術者資格等	◎	10(5)【確認のみ】	
		同種又は類似業務等の実績	◎	5	
		当該業務従事期間	○	[5]	
		CPDの取得状況	◎	2	
		当該事務所、周辺での受注実績	○	(5)	
		計[%]		17【17%】	
		同種又は類似業務の成績(技術者評定点)	◎	10	
		業務の成績(技術者評定点)(過去4年度間)	◎	18(15)	
		業務表彰の有無(過去4年度間+α)	◎	5	
		手持ち業務件数、金額	-	確認のみ	
計[%]		33【33%】			
担当技術者	技術者資格等	○	{3}		
照査技術者	技術者資格等	○	{3}		
集計[%]		50【50%】			
業務実施体制の妥当性				-	確認のみ
技術評価の合計[%]					100【100%】

《河川事業の例》



【参考】簡易公募型競争方式と一般競争入札方式の手続き期間比較



2. 生産性の高い建設生産システムの実現

⑨ 競争参加表明者に自己評価(参考資料)の提出を求める試行 【新規】【対象:全ての発注方式】

○評価・審査のミス防止・精度向上を図るため、企業及び技術者の資格、経験及び能力等に係る各項目の自己評価を参考資料として参加表明書に添付して提出を求めるもの。

- 評価・審査のミスにより、入札契約手続きの中止や契約解除に至る業務が毎年度数件程度発生している
- 手続き中止や契約解除となった業務は、業務内容等を見直した上で再発注等を行っている
- ⇒参加者の自己評価と比較し評価・審査の精度を向上することで再発注等を防止し、事務手続きの負担軽減を図る。

【契約解除に至った場合の記者発表例】



業務の契約解除について

当事務所が令和 年 月 日に契約締結した下記の業務について、入札契約手続きに不備が判明したため、受注者との協議により契約を解除しました。
 なお、契約の相手方には責任はないことから受注者の詳細についての公表は行いません。ご理解をお願いいたします。

【業務名】 令和〇年度 ○〇〇〇業務
 【概要】 技術評価点の判断基準である「〇〇〇〇」の評価に誤りがあり、この誤りに気付かないまま入札手続きを進めた結果、本来落札予定であったものではない他者と契約締結に至ったもの。

公共工事等における入札契約手続きについては、常日頃より十分な注意を払いながら進めているところではありますが、今後、より一層再発防止に努めてまいります。

【提出を求める参考資料(プロポーザル方式の例)】

				【参考様式】	
・自己評価				企業名:	
評価項目	評価の着目点			選定時評価	特定時評価
参加表明者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	当該部の建設コンサルタント登録等	/
		専門技術力	成果の確実性	平成25年度以降の同種又は類似業務等の実績の内容	/
	その他		WLB等推進	/	
成績・表彰	専門技術	成果の確実性		過去2年度間の業務成績	/
				令和3年度以降の企業表彰の有無	/
小計					
配置予定管理(主任)技術	資格・実績等	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	/
		専門技術力	業務執行技術力	平成25年度以降の同種又は類似業務等の実績の内容	/
		CPD	CPDの取得状況	/	
成績・表彰	専門技術	業務執行技術力		過去4年度間の業務成績	/
				令和元年度以降の技術者表彰の有無	/
小計					
照配置技術	資格・実績等	資格要件	技術部門登録	技術者資格等、その専門分野の内容 その専門分野の内容	/
		専門技術力	成果の確実性	平成25年度以降の同種又は類似業務等の実績の内容	/
合計					
注1) 本様式は適切な入札契約を行うために参考として提出を求めるものであり、ここに記載した評価値により技術提案書の提出を要請するもの選定や技術提案書の特定を行うものではない。 注2) 参加表明者が想定する評価値を着色箇所記入すること(斜線部に記入しないこと)。 注3) 設計共同体的場合は、構成員毎に本様式を作成すること。なお、代表者のみを評価する項目について、構成員は記入する必要はない。					

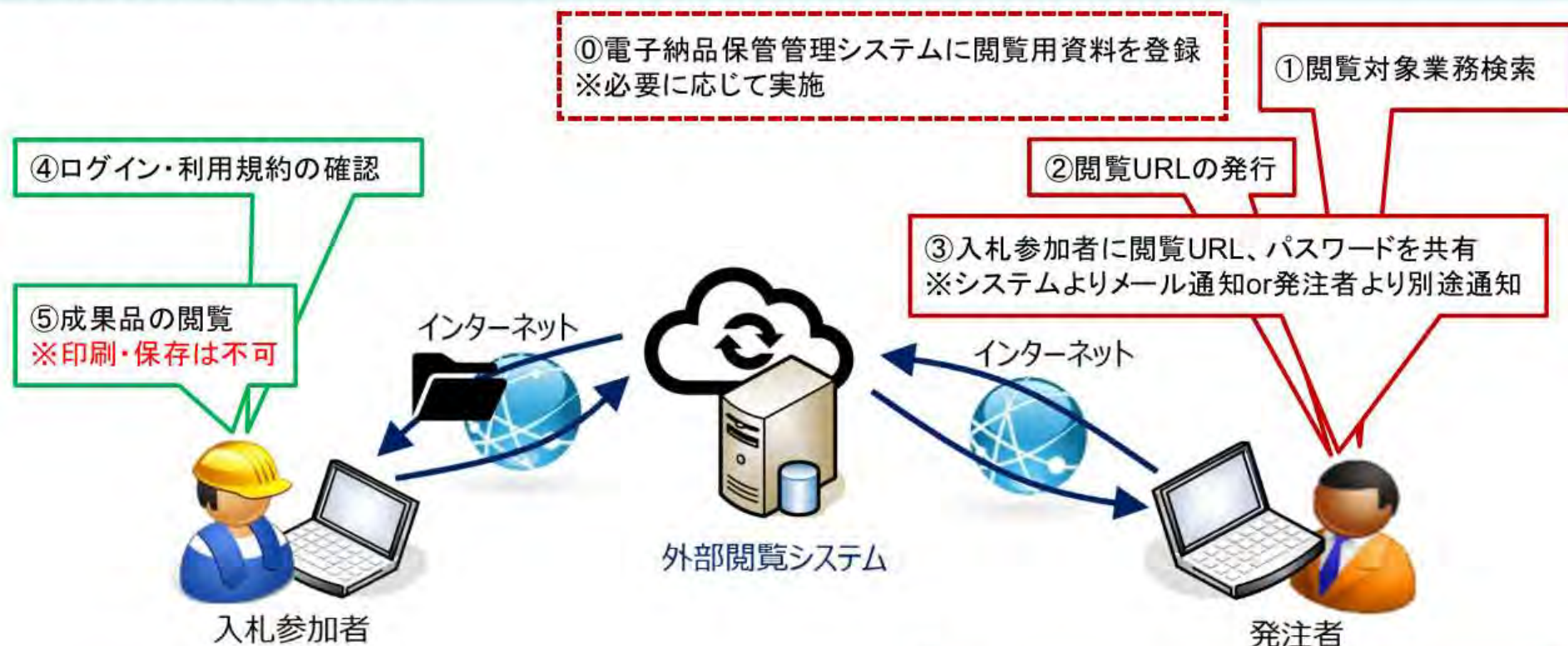
2. 生産性の高い建設生産システムの実現

⑩ 技術提案書等の作成に係る資料におけるインターネットを活用した電子閲覧 【見直し】

【対象：プロポーザル方式、総合評価落札方式】

- 業務の入札手続に必要な技術提案書等の作成に係る資料の閲覧については、令和4年1月より来庁による閲覧に併せて、インターネットを活用した閲覧(ダウンロード)の試行により、来庁時間を削減し業務の効率化に繋がっている。
- 令和6年度からは、**令和5年12月に運用が開始された電子納品保管管理システム(外部閲覧システム)の利用を開始**する。

システム利用の流れ



【閲覧対象として選択可能な範囲】

- 業務成果の
 - ・REPORTフォルダ内のPDF
 - ・OPENREPフォルダ内のPDF
 - ・閲覧用資料として電子納品保管管理システムに登録したPDF

3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

試行メニュー	背景・目的	試行内容	対象案件	備考
⑪ 地域企業の活用促進（チャレンジ型） 自治体（県）実績評価型の試行	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コンサルタント等は、地域の守り手として中長期的な育成・確保の観点から重要。 ・現状の総合評価落札方式においては、国直轄の実績が無い地域コンサルタント等が低く評価されていることから、国直轄業務への新規参入が阻害されている可能性がある。 ・このため、地域コンサルタントの受注機会の拡大、競争性の確保を図ることを目的に試行を行うもの。 	企業・技術者の業務成績、表彰の評価をしない	総合評価落札方式（簡易型） ※直轄業務未経験者でも業務上支障の少ない修正設計業務、地質調査、測量等を想定。	
		四国4県の同種・類似業務の業務成績を直轄業務と同様に評価		廃止
⑫ 四国地方整備局発注業務を評価する業務の試行	<ul style="list-style-type: none"> ・四国地整では、インフラが適切に維持管理されるよう施設の老朽化対策に取り組んでいるところ。 ・メンテナンス、補修が通常時、災害時等に迅速且つ適切に行われるよう、四国に精通した技術者の育成を図ることを主な目的に実施するもの。 	企業・技術者の業務成績を四国地整発注業務の成績のみで評価	総合評価落札方式すべて	拡充
⑬ 地域特性を踏まえた特定テーマを設定する業務の試行	地形、地質、環境など業務対象地域特有の課題やリスク等に関する知見を踏まえた検討が適切に行われるよう、地域の事情を理解した「地域の守り手」が業務を遂行することで成果品質の向上を目的に実施するもの。	地域特性を踏まえた特定テーマ、地域要件、地域精通度評価を設定し、業務成績は四国地整完了業務の平均点で評価	プロポーザル方式 ※四国の地域性、地域特有のリスク、地域の特色や以降を踏まえた検討等が必要となる業務を想定。	
⑭ 災害支援等関係功労企業に対する感謝状を評価	大規模災害時の迅速かつ的確な支援活動を行った企業に対するインセンティブを設けることで、地域の守り手として中長期的な育成・確保することを目的に実施するもの。	災害対応といった緊急的な支援活動に協力した企業への感謝状を評価（平成30年7月豪雨の支援活動に対する感謝状など）	プロポーザル方式、総合評価落札方式すべて	
⑮ 若手タイプⅠ 若手タイプⅡ 若手タイプⅢ	建設業における担い手の確保・育成、技術力の向上、女性の定着促進に向けた建設産業行動計画の一環として、若手技術者及び女性技術者の登用促進を図るもの。	45歳以下の管理（主任）技術者を配置する際は、管理（主任）補助技術者1名を追加配置可能	総合評価落札方式すべて	廃止
		管理技術者平均年齢（48歳以下）または女性技術者（年齢は問わない）の管理（主任）技術者を配置する場合に加点評価	総合評価落札方式（簡易型） ※比較的、技術力を要しない測量設計業務、修正設計業務、詳細設計業務等を想定。	廃止
		45歳以下の管理（主任）技術者の配置が参加要件		廃止

3. サステナブルな四国の安全安心の実現

試行メニュー	背景・目的	試行内容	対象案件	備考
⑯ 建設シニアの活用を促す試行 建設シニアからの技術継承を促す試行	ベテラン技術者の継続的な活躍の支援、また、豊富な知識・経験を若手技術者に継承することで、継続的な技術力維持を図るもの。	照査技術者の配置要件として、資格及び過去10年以内の同種・類似業務の管理技術者もしくは担当技術者としての実務経験に加え、過去5年以内の同種・類似業務の照査技術者としての実務経験も配置可能 60歳以上の担当技術者を配置した場合に加点点評価	プロポーザル方式・総合評価落札方式 ※照査技術者を配置する設計業務等を想定。 プロポーザル方式 ※現場条件把握や施工計画立案等、技術者の経験が活用できるものを想定。	廃止
⑰ 海外インフラプロジェクト技術者の配置を促す評価	<ul style="list-style-type: none"> 日本企業が海外展開を進める上での課題として、国内・海外の制度や環境の違いや、国内の公共工事等における海外実績の活用が困難な実態等から、技術者の国内・海外間の相互活用が進んでいない。 このため、令和2年度から海外インフラプロジェクトに従事した技術者の実績を認定する制度、認定を受けた技術者のうち特に優秀な技術者を表彰する制度を創設したところ。 認定技術者をプロポーザル方式、総合評価落札方式にて評価することにより、海外インフラプロジェクトに従事した技術者の国内の業務等への参加を促進し、国内技術者の海外工事等への参画を容易にすることで国内外での相互活用を推進するもの。 	「海外認定・表彰制度」により国土交通大臣から認定・表彰された実績を国内実績と同等評価 【評価対象】 <ul style="list-style-type: none"> 同種・類似実績（企業・技術者） 表彰（技術者） 	プロポーザル方式・総合評価落札方式	
⑱ 事業促進PPP・PM・CM業務実績の加点点評価	<ul style="list-style-type: none"> 事業促進PPP等は、直轄の大規模災害復旧・復興事業、大規模事業等において、民間技術者チームが、従来、発注者が行ってきた事業進捗管理・地元説明・関係機関との協議・調整等の事業マネジメント業務を発注者と一体となって実施するもの。 事業促進PPP等で培った豊富なマネジメント経験を加点点評価することで品質の確保に繋げるもの。 	管理技術者について、過去10年の事業促進PPP等業務の管理技術者または担当技術者としての実績がある場合に加点点評価	プロポーザル方式 ※重要構造物詳細設計業務、計画検討業務を想定。	

3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

試行メニュー	背景・目的	試行内容	対象案件	備考
⑱ 国土交通省登録資格の組合せ加点の試行	<ul style="list-style-type: none"> ・現在「国土交通省登録資格」は、制度創設した平成26年3月より年々資格数を増やし、これまでに328資格が登録され、業務入札時の参加要件や落札業者選定時の評価において活用されている。 ・技術士等と専門的な知識をもつ民間資格（国交省登録）と組み合わせることで、成果品の品質向上に繋げるもの。 	技術士・博士の資格に、該当業務に応じて高い専門力を有する「国土交通省登録資格」と組合せて、単純に加点評価（例：橋梁点検業務→技術士＋道路橋点検士＝9点）	総合評価落札方式・プロポーザル方式 ※樋門詳細設計業務、道路構造物設計業務、橋梁詳細設計業務を想定	
⑳ 業務成績評価対象の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・企業及び技術者の業務成績評定点については、TECRIS（テクリス）から抽出したデータを用いて加点評価を行っているところ。 ・技術者については、各業務で携わった役職別（管理（主任）、担当、照査）に評定点を有することから、技術者の評価の用いる評定点はそれらの技術者評定点を用いる。 ・また、他地整等の状況を鑑みて、評価期間の切替時期の変更を行う。 	管理（主任）技術者及び担当技術者の成績表定点を平均して加点する評価点を決定する。 また、評価期間の切替時期を6月から10月に変更する。	全ての発注方式	見直し
㉑ 学会表彰の活用	質の高い技術者を育成し、品質確保に繋げることを目的に実施するもの。	土木学会四国支部、地盤工学会四国支部、日本応用地質学会中国四国支部の技術者表彰を評価	全ての発注方式	

3. サステナブルな四国の安全安心の実現

⑪-1 地域企業の活用促進(チャレンジ型)

【対象:総合評価落札方式(簡易型) (土木コン, 測量, 地質調査)】

○地域コンサルタントの活用の拡大と育成を目的として、自治体発注業務実績しかない企業に対し、直轄業務への参入を促すことを目的とする。

○企業・技術者の成績、表彰の評価は実施しない。(直轄実績のある者との差をつけない)

●参加表明時点

評価項目	評価着目点	総合評価簡易【1:1】(従来)	チャレンジ型(試行)
参加表明者の経験及び能力【企業】	資格・実績等	登録部門	5
		同種・類似実績	10
	成績・表彰	成績	30
		表彰	5
配置予定管理技術者の経験及び能力【管理技術者】	資格・実績等	技術者資格	10
		同種・類似実績	5
	成績・表彰	成績	30
		表彰	5
計		100	30

●技術提案時点

評価内容	評価着目点	総合評価簡易【1:1】(従来)	チャレンジ型(試行)
配置予定管理技術者の経験及び能力【管理技術者】	資格・実績等	技術者資格	10
		同種・類似実績	5
		CPD	2
	成績・表彰	成績	28
		表彰	5
		実施方針	業務理解度
	実施手順	20	
	その他	10	
		100	67

◆近年の取り組み

- 令和元年度 (試行開始) 実施業務5件・・・入札参加者21者のうち、四国内本店企業が10者参加し、4者が落札。
- 令和2年度 実施業務3件・・・入札参加者15者のうち、四国内本店企業が9者参加し、1者が落札。
- 令和3年度 (12月末時点) 実施業務4件・・・入札参加者7者のうち、四国内本店企業が7者参加し、4者が落札。
- 令和4年度 実施業務3件・・・入札参加者7者のうち、四国内本店企業が7者参加し、3者が落札。
- 令和5年度 実施業務2件・・・入札参加者13者のうち、四国内本店企業が6者参加し、2者が落札。

※ 直轄実績のない企業は参加していない。また、落札した技術者は全て直轄実績を有している。

3. サステナブルな四国の安全安心の実現

⑪-2 自治体(県)の受注実績評価の試行 【廃止】

【対象:総合評価落札方式(簡易型) (土木コン, 測量, 地質調査)】

- 地域コンサルタント等は、地域の守り手として中長期的な育成・確保の観点から重要。
- 現状の総合評価落札方式においては、国直轄の実績が無い地域コンサルタント等が低く評価されていることから、国直轄業務への新規参入が阻害されている可能性がある。
- このため、自治体(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)の業務成績を評価する試行を導入し、四国地方整備局発注業務の実績を有しない地域コンサルタントの受注機会の拡大、競争性の確保を図る。

活用されないことから廃止し、チャレンジ型に集約

◆自治体(県)の業務成績評価

- ・自治体の業務成績評価は、四国地整の業務実績がない企業を対象に、入札参加者から提出される自治体(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)の同種・類似業務の業務成績を四国4県ごとの配点区分にて評価する。
- ・四国地整の業務実績がある企業は、完了業務テクリス平均評価点により評価する。
- ・業務成績評価の対象業務は、企業評価が過去2カ年、技術者評価が過去4カ年の実績を対象とする。

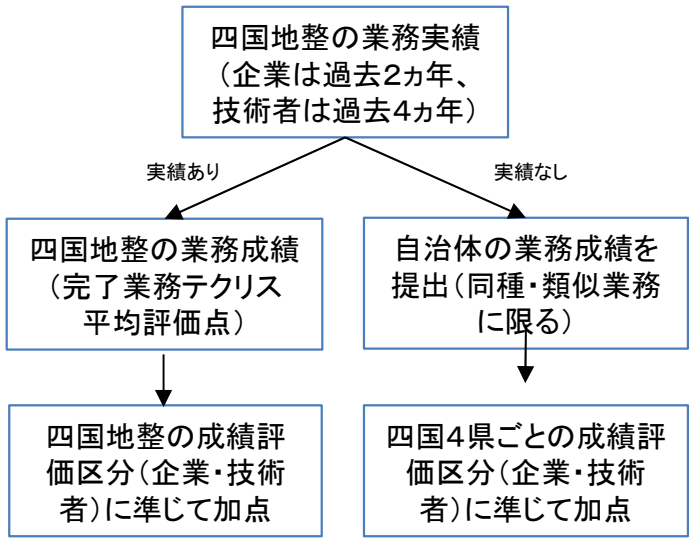
【(例)四国地整発注業務の業務成績評価(土木コン)】

四国地整評価点	配点ウエイト
80点以上	100%
79点以上 ~ 80点未満	90%
78点以上 ~ 79点未満	80%
77点以上 ~ 78点未満	70%
76点以上 ~ 77点未満	60%
75点以上 ~ 76点未満	50%
72点以上 ~ 75点未満	30%
70点以上 ~ 72点未満	10%
70点未満 ~	0%

【(例)徳島県発注業務の業務成績評価(土木コン)】

徳島県評価点	配点ウエイト
77点以上	100%
76点以上 ~ 77点未満	90%
75点以上 ~ 76点未満	80%
74点以上 ~ 75点未満	70%
73点以上 ~ 74点未満	60%
72点以上 ~ 73点未満	50%
69点以上 ~ 72点未満	30%
67点以上 ~ 69点未満	10%
67点未満 ~	0%

四国地整と各県の評価点をそれぞれにて評価



◆近年の取り組み

- ・令和3年度(試行開始)
(実施件数5業務(全参加者16者 うち活用者 0者 うち落札者0者))
- ・令和4年度
(実施件数4業務(全参加者 9者 うち活用者 0者 うち落札者0者))
- ・令和5年度(12月末時点契約済み業務)
(実施件数2業務(全参加者 4者 うち活用者 0者 うち落札者0者))

3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

⑫ 四国地方整備局発注業務を評価する業務の試行 【拡充】

【対象：総合評価落札方式（土木コン，測量，地質調査）】

- 国土交通省では、インフラが適切に維持管理されるよう施設の老朽化対策に取り組んでいる。
- 四国内のインフラのメンテナンス及び補修が適切に行われるように、四国に精通した技術者の育成を図るため、四国地域での実績が優れた企業及び技術者を評価する試行業務を行う。
- 総合評価落札方式（簡易型）の企業および技術者の平均業務成績について、四国地方整備局発注業務の成績のみで評価を行う。
- 令和6年度より総合評価落札方式（標準型）を試行対象に加える。

〔平成27年度まで〕

企業及び技術者の業務成績
国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局 発注の完了業務の平均点で評価



〔平成28年度より試行〕

企業及び技術者の業務成績
四国地方整備局発注の 完了業務の平均点で評価

◆近年の取り組み

- ・平成28年度（試行開始） 総合評価落札方式（簡易型）の全ての業務に適用
- ・令和6年度 総合評価落札方式の全ての業務に拡充して適用

3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

⑬ 地域特性を踏まえた特定テーマを設定する業務(プロポーザル方式)

- 地域特性を踏まえた検討が適切に行われることにより、成果の品質向上等が期待される業務を対象に、地域特性を踏まえた特定テーマ、地域要件、地域精通度で評価を設定し、業務成績は四国地整完了業務の平均点で評価する試行を実施する。
- ・地域要件 : 一定の地域内における「本店」または「営業拠点（本店・支店または営業所）」の有無を設定する。
※競争参加者の確保を十分に考慮する。
 - ・地域精通度 : 当該事務所または当該事務所周辺での業務実績を優位に評価する。

地域精通度(企業)

同種・類似	評価項目		配点	
	①	同種		10
	②	類似		5



同種・類似	評価項目		配点	
	①	同種		5
②	類似	3		
地域精通度	評価項目		配点	
	①	〇〇事務所における業務実績あり。		5
	②	〇〇県内における業務実績あり。		3

地域精通度(技術者)

技術者資格等	評価項目		配点	
	①	技術士資格		10
	②	RCCM又は特別上級・上級・1級土木学会認定技術者		5
以下略				



技術者資格等	評価項目		配点	
	①	技術士資格		5
	②	RCCM又は特別上級・上級・1級土木学会認定技術者		3
以下略				
地域精通度	評価項目		配点	
	①	〇〇事務所における業務実績あり。		5
	②	〇〇県内における業務実績あり。		3

業務成績

〔標準〕

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の完了業務平均点で評価				
成績	平均評価点		配点	
	①	80.0 点以上		30
	②	79.0 点以上 ~ 80.0 点未満		27
以下略				



〔四国地整完了業務で評価〕

・四国地整完了業務の平均点で評価				
成績	平均評価点		配点	
	①	80.0 点以上		30
	②	79.0 点以上 ~ 80.0 点未満		27
以下略				

3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

⑬ 地域特性を踏まえた特定テーマを設定する業務(プロポーザル方式)

「地域特性を踏まえた検討が必要な業務・評価テーマ」の例

業務の例	業務内容(例)
現地作業が必要となる業務	<ul style="list-style-type: none"> ・現場作業において、地域住民への配慮、関係行政機関との調整が必要となる業務 河川・道路)〇〇調査業務、〇〇利用状況調査、〇〇台帳作成業務、被災状況調査 河川)〇〇水系流量観測業務(洪水痕跡調査) <p>(評価テーマ)各調査箇所における、現道交通への影響を最小限とする時期を考慮した調査計画について</p>
地域課題を踏まえた対策検討が必要となる業務	<ul style="list-style-type: none"> ・渋滞対策、事故対策等、地域課題を踏まえた検討が必要となる業務 道路)〇〇渋滞対策検討業務、〇〇交通安全対策検討業務 <p>(評価テーマ例)〇〇交差点～〇〇交差点間における交通事故対策検討について、季節や時間帯で生じる危険性とそれに対する対応案について</p>
地域特有のリスクに関する知見が必要となる業務	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・構造物点検、自然条件等、地域特有のリスクに関する知見が必要となる業務 河川・道路)〇〇防災点検業務、〇〇構造物点検業務、〇〇リスク検討業務 <p>(評価テーマ例)〇〇出張所管内における構造物の点検について、構造物の劣化原因を的確にとらえるために必要な点検手法について</p>
地元及び関係行政機関等との協議・調整が必要となる業務	<ul style="list-style-type: none"> ・計画や設計にあたり、地元及び関係行政機関等との協議・調整を適切に行うことにより、成果品の品質や、後工程への引き継ぎの改善につながる業務 河川・道路)〇〇設計業務、〇〇協議会資料作成業務、〇〇施工計画検討業務、 <p>(評価テーマ例)事業進捗に対応する、地域の現道交通に配慮した施工計画や工程計画を行うに当たっての検討手法について</p>
地域の特色や意向を踏まえた検討が必要となる業務	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の計画・評価において、地域の特色や意向を踏まえた検討が必要となる業務 河川・道路)〇〇利活用検討業務、〇〇地域連携調査業務、〇〇効果整理業務 <p>(評価テーマ例)新規スマートIC検討箇所の整備効果の検討を行う上での留意点について</p>

◆近年の取り組み

・令和5年度(12月末時点契約済み業務)

実施件数3業務(＜条件＞本店が四国管内：2業務(参加者4者)、＜条件＞営業拠点が四国管：1業務(参加者2者))

3. サステナブルな四国の安全安心の実現

⑭ 災害支援等関係功労企業に対する感謝状を評価

【対象：全ての発注方式】

○災害対応といった緊急的な支援活動に協力した企業への感謝状を評価する。

(参考)平成30年7月豪雨の支援活動に対する感謝状【測量・建設コンサルタント等13者、建設業116社】

〔令和元年度まで〕

【記載例】評価基準

【土木コン】企業表彰(プロポーザル方式)の場合

評価項目	配点
国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等の局長表彰、事務所長表彰又は、土木学会四国支部における企業表彰について、下記の順位で評価する。	
①四国地方整備局長表彰の実績あり	① 5
②四国地方整備局管内事務所長表彰の実績あり	② 3
③四国地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰の実績あり	③ 2
④土木学会四国支部表彰(地域技術賞、地域貢献賞)の実績あり	④ 2
⑤上記に該当しない場合は加点しない。	⑤ 0



〔令和2年度～〕

【記載例】評価基準

【土木コン】企業表彰(プロポーザル方式)の場合

評価項目	配点
国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等の局長表彰、事務所長表彰、 四国地方整備局管内事務所長から感謝状又は、土木学会四国支部における企業表彰について、下記の順位で評価する。	
①四国地方整備局長表彰の実績あり	① 5
②四国地方整備局管内事務所長表彰の実績あり	② 3
③ 四国地方整備局管内事務所長からの災害支援等関係功労企業に対する感謝状の実績あり	③ 2
④四国地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰の実績あり	④ 2
⑤土木学会四国支部表彰(地域技術賞、地域貢献賞)の実績あり	⑤ 2
⑥上記に該当しない場合は加点しない。	⑥ 0

◆取り組み予定

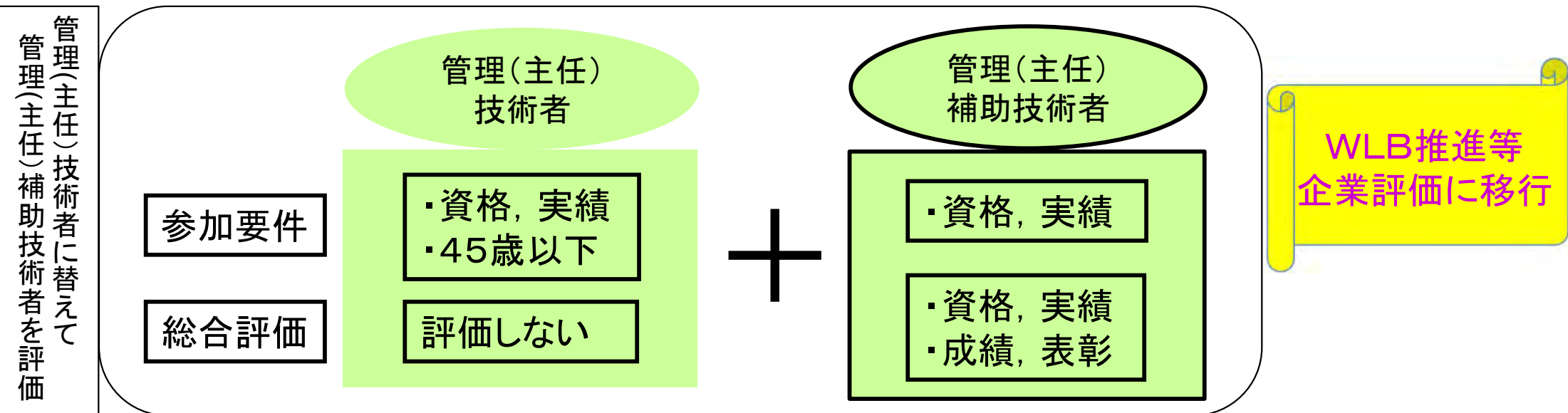
- ・令和2年度から全ての業務で試行実施

3. サステナブルな四国の安全安心の実現

⑮-1 管理(主任)補助技術者の配置【若手支援タイプⅠ】 【廃止】

【対象：総合評価落札方式(土木コン, 測量, 地質調査)ただし他の若手支援関係試行と重複させない】

- 若手技術者の登用促進・育成を目的として、参加表明書提出期限日時時点で45歳以下の者を「管理(主任)技術者」として配置する際は、「管理(主任)補助技術者」1名を追加配置可能とする。 ※「管理(主任)補助技術者」は担当技術者として配置
- 配置予定技術者の評価は、「管理(主任)技術者」に替えて「管理(主任)補助技術者」の評価値を採用する。
ただし、「管理(主任)技術者」が参加表明書提出期限日時時点で46歳以上の場合、または「管理(主任)補助技術者」の経歴等及び同種・類似業務等の実績についての提出がない場合は、「管理(主任)技術者」の評価値を採用する。
- 「管理(主任)補助技術者」の資格要件, 実績要件, 手持ち業務量制限は、「管理(主任)技術者」と同じとする。
- 技術提案書のヒアリングを実施する場合は、「管理(主任)補助技術者」による説明・回答の補助を認める。



◆近年の取り組み

- 平成29年度 (試行開始) 総合評価落札方式の全ての業務に適用
実施件数190業務 (全参加者 830者 活用者 94者 うち受注者23者)
- 平成30年度 実施件数247業務 (全参加者 956者 活用者106者 うち受注者38者)
- 令和元年度 実施件数229業務 (全参加者 880者 活用者 87者 うち受注者34者)
- 令和2年度 実施件数313業務 (全参加者1154者 活用者 98者 うち受注者38者)
- 令和3年度 実施件数286業務 (全参加者1010者 活用者118者 うち受注者43者)
- 令和4年度 実施件数272業務
- 令和5年度 (12月末時点契約済み業務) 実施件数204業務

3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

⑮-2 配置予定技術者の年齢及び女性技術者配置の試行【若手支援タイプⅡ】 【廃止】

【対象：総合評価落札方式(簡易型)(土木コン, 測量, 地質調査)ただし他の若手支援関係試行と重複させない】

- 若手技術者の登用促進・育成を目的として配置予定管理(主任)技術者の年齢による加点を実施する。
- さらに、建設産業で働く全ての女性が「働きがい」と「働きやすさ」の両立により、従業継続を実現することを目的としつつ、技術力のある女性技術者の登用を目的に拡充するもの。
- 配置予定管理(主任)技術者において、若手技術者に加え女性技術者(年齢は問わない)の配置による加点評価を実施。
- 次式により加点評価を行う。 $加点 = 6点 - (年齢 - 37) \times 0.5点$
 ※37歳以下の者は加点を6点とし、49歳以上の者は0点とする。
 ※加点は少数点以下を切り上げ整数とする。 ※例: 44歳の場合 加点2.5点 → 3点
 ※女性技術者(年齢は問わない)を配置する場合は加点6点とする。

WLB推進等
企業評価に移行

●参加表明時点

評価項目	評価着目点	総合評価 簡易【1:1】 (従来)	若手タイプⅡ (試行)
参加表明者の 経験及び能力 【企業】	資格・実績等	登録部門	5
		同種・類似 実績	10
	成績・表彰	成績	30
		表彰	5
配置予定管理 技術者の経験 及び能力 【管理技術者】	資格・実績等	技術者 資格	10
		同種・類似 実績	5
		成績・表彰	30
	若手・女性	若手・女性	6
		表彰	5
		計	100

◆近年の取り組み

- 平成30年度(試行開始)
実施件数15業務(全参加者 45者 活用人35者 うち受注者13者)
- 令和元年度
実施件数27業務(全参加者100者 活用人60者 うち受注者20者)
- 令和2年度
実施件数17業務(全参加者 54者 活用人32者 うち受注者14者)
- 令和3年度
 - ◆男性技術者
実施件数17業務(全参加者 66者 活用人34者 うち受注者10者)
 - ◆女性技術者(令和3年度より試行開始)
実施件数17業務(全参加者 66者 活用人 6者 うち受注者 3者)
- 令和4年度
 - ◆男性技術者
実施件数27業務(全参加者 94者 活用人48者 うち受注者16者)
 - ◆女性技術者
実施件数27業務(全参加者 94者 活用人15者 うち受注者 6者)
- 令和5年度(12月末時点契約済み業務)
実施件数16業務

●技術提案時点

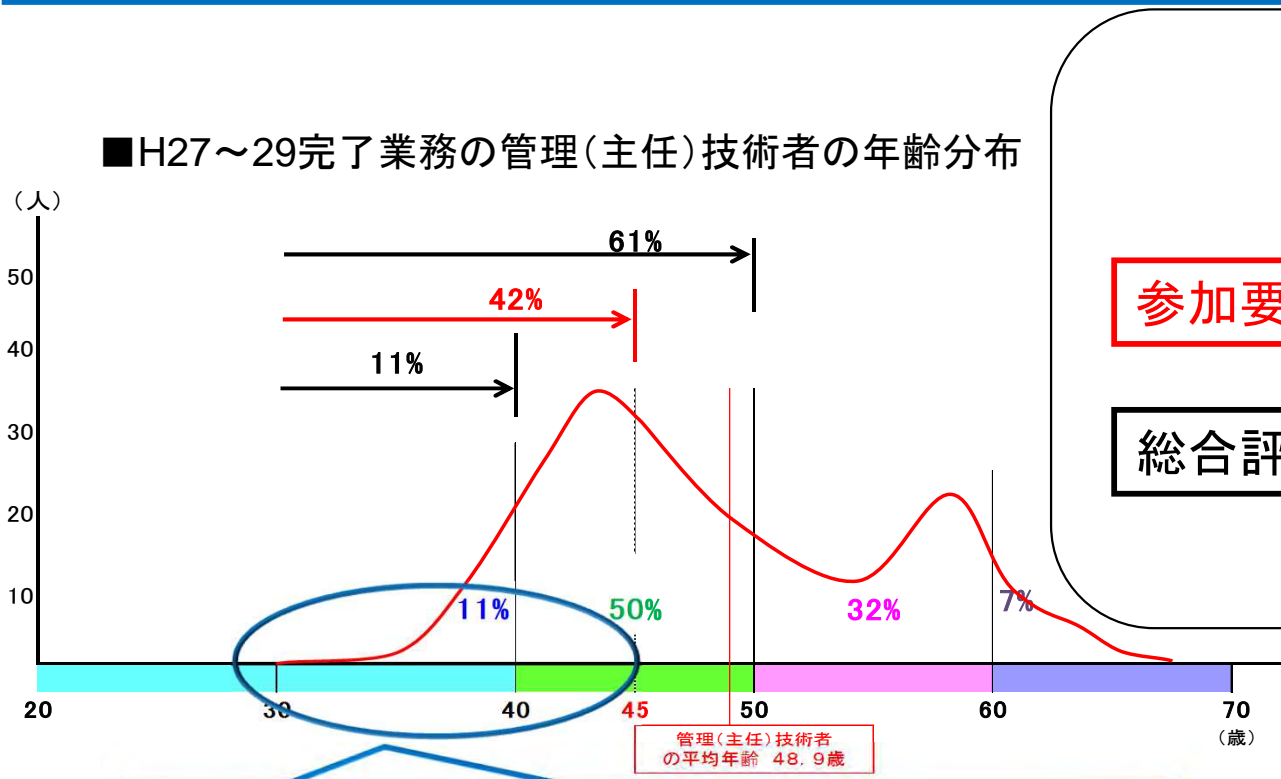
評価内容	評価着目点	総合評価 簡易【1:1】 (従来)	若手タイプⅡ (試行)
配置予定管理 技術者の経験 及び能力 【管理技術者】	資格・実績等	技術者資格	10
		同種・類似 実績	5
		CPD	2
	成績・表彰	成績	28
		若手・女性	6
		表彰	5
実施方針	業務理解度	20	
	実施手順	20	
	その他	10	
	計	100	

3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

⑮-3 配置予定技術者の年齢評価の試行(年齢制限)【若手支援タイプⅢ】 【廃止】

【対象:総合評価落札方式(簡易型)(土木コン,測量,地質調査)ただし他の若手支援関係試行と重複させない】

- 配置予定管理技術者の年齢に制限を設け、若手技術者の活躍の場を拡大する。
- 参加表明書提出期限日時点で45歳以下の配置予定管理(主任)技術者のみ参加可能とする。



参加要件

総合評価

管理(主任)技術者

- 資格, 実績
- 45歳以下
- 資格, 実績
- 成績, 表彰

WLB推進等
企業評価に移行

管理(主任)技術者の平均年齢は49歳と高齢化が進んでおり、今後も継続的に技術者を確保していくためには若手技術者(45歳以下:42%)の確保・育成が急務。

- ◆近年の取り組み
- 令和元年度(試行開始) 実施件数6業務(全参加者17者)
 - 令和2年度 実施件数2業務(全参加者4者)
 - 令和3年度 実施件数3業務(全参加者9者)
 - 令和4年度 実施件数2業務(全参加者10者)
 - 令和5年度(12月末時点契約済み業務) 実施件数4業務

3. サステナブルな四国の安全安心の実現

⑯-1 建設シニアの活用を促す試行(照査技術者の配置要件の見直し)

【対象:総合評価落札方式・プロポーザル方式 (詳細設計等の照査技術者を配置する業務)】

- 適性な品質を確保する上で、照査技術者は重要であり、知識や経験が求められる。
- 照査技術者の要件として、過去10年以内の管理技術者もしくは担当技術者としての実務経験(同種・類似業務)の経験実績を求めていることから、長年、照査業務のみを行うベテラン技術者の場合、配置要件を満たさなくなる可能性がある。
- 建設コンサルタントの技術者不足が指摘される中で、50歳後半以降の技術者(シニア技術者)の豊かな知識・経験が生かし、照査技術者を継続的に行えるように要件を見直す。

◆照査技術者の配置要件

〔令和2年度まで〕

【資格要件】

技術士、土木学会認定土木技術者、RCCM、国土交通省登録技術者

+

【実務経験】

管理技術者もしくは担当技術者としての実務経験(過去10年以内の同種、類似業務)



〔令和3年度より試行〕

【資格要件】

技術士、土木学会認定土木技術者、RCCM、国土交通省登録技術者

+

【実務経験】

管理技術者もしくは担当技術者としての実務経験(過去10年以内の同種、類似業務)

もしくは

過去5年以内の同種、類似業務の照査技術者としての実務経験

3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

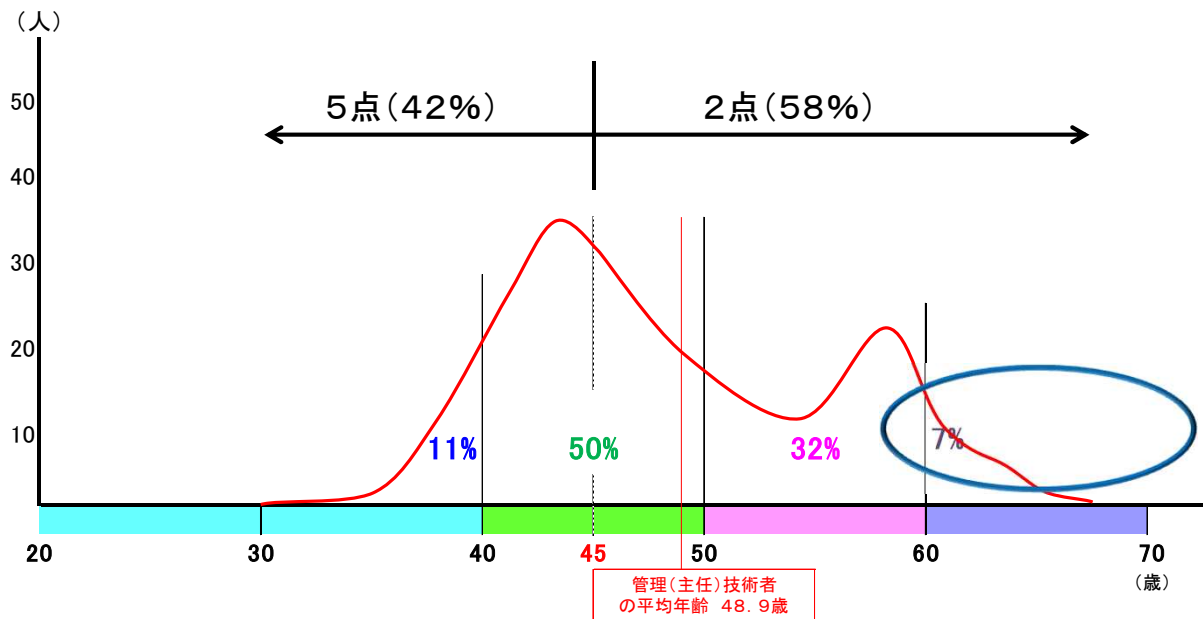
⑯-2 建設シニアからの技術継承を促す試行 【廃止】

【対象：プロポーザル方式（土木コン，測量，地質調査）】

- 建設シニアの豊富な知識・経験を若手技術者が継承することで、継続的な技術力維持を目的とする。
- 60歳以上の技術者を担当技術者に配置した場合に加点する。

WLB推進等
企業評価に移行

■H27～29完了業務の管理(主任)技術者の年齢分布



◆加点条件

- ・60歳以上の技術者を担当技術者に配置した場合に加点する。
- ・担当技術者は過去10年以内に管理(主任)技術者として、同種または類似の実績を有する者であること。
- ・配置予定管理技術者の年齢が45歳以下の場合は5点、45歳を超える場合は2点を加点する。

◆近年の取り組み

- ・令和元年度（試行開始）
- ・令和2年度
- ・令和3年度
- ・令和4年度
- ・令和5年度（12月末時点契約済み業務）

実施件数	10業務	（全参加者30者	活ユーザー20者	うち受注者6者）
実施件数	6業務	（全参加者15者	活ユーザー10者	うち受注者4者）
実施件数	10業務	（全参加者34者	活ユーザー14者	うち受注者6者）
実施件数	16業務	（全参加者39者	活ユーザー16者	うち受注者8者）
実施件数	9業務			

3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

⑰ 海外インフラプロジェクト技術者の配置を促す評価方式

【対象：プロポーザル方式・総合評価落札方式】

今後の海外進出や国内外の技術者の相互活用を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業の技術者の実績を認定し、特に優秀な者については表彰する制度を創設（「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」）するとともに、本認定・表彰の結果を国内工事・業務の入札時に評価する。

■ 評価方法

評価項目			海外技術者
技術者評価	資格・実績等	同種・類似実績	認定された海外実績を 国内実績と同様 に評価
	成績・表彰	業務成績	【国内実績がある場合】 テクリス評価点において評価 【国内実績がない場合】 認定制度では評定点は与えられないため、成績の評価は今後の課題とし、当面、平均成績への点数付与は行わない
		技術者表彰	表彰された海外実績を 国内実績と同様 に評価 ○「国土交通大臣賞」を四国地方整備局長表彰相当とする ○「国土交通大臣奨励賞」を四国地方整備局の部長等・事務所長表彰相当とする
企業評価	資格・実績等	同種・類似実績	認定された海外実績を 国内実績と同様 に評価

3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

⑱ 事業促進PPP等の実績評価の試行

【対象：プロポーザル方式（土木コン，測量，地質調査）】

- 事業促進PPP等で培った豊富なマネジメント経験を活用することを目的とする。
- 事業促進PPP、PM、CM業務の過去10年度の管理（主任）技術者、担当技術者実績を加点評価する。

●技術提案時点

評価項目	評価着目点	プロポーザル方式 (従来)	PPP等実績評価 (試行)
配置予定管理技術者の経験及び能力【管理技術者】	資格・実績等	技術者資格等	10
		同種・類似実績	5
		CPD	2
		PPP等実績	—
	成績・表彰	成績実績	28
		表彰実績	5
実施方針	業務理解度	10	
	実施手順	15	
	その他	5	
特定テーマに対する技術提案	的確性	60	
	実現性	60	
計		200	200

◆近年の取り組み

- 令和2年度（試行開始）
- 令和3年度
- 令和4年度
- 令和5年度（12月末時点契約済み業務）

実施件数1業務（全参加者5者 活用者0者 うち受注者0者）
 実施件数8業務（全参加者32者 活用者4者 うち受注者1者）
 実施件数3業務（全参加者30者 活用者1者 うち受注者1者）
 実施件数3業務（全参加者14者 活用者1者 うち受注者1者）

3. サステナブルな四国の安全安心の実現

⑬ 国土交通省登録資格の評価(組合せ加点の試行)

【対象:プロポーザル方式、総合評価落札方式】

- 現在「国土交通省登録資格」は、制度創設した平成26年3月より年々資格数を増やし、これまでに389資格が登録され、業務入札時の参加要件や落札業者選定時の評価において活用されている。
- 技術士の評価に加えて、専門的な知識をもつ民間資格(国交省登録)と組み合わせて評価することで、幅広い技術的な知識と業務に関連する専門的な知識(施設分野)に基づく技術的判断が可能となり、成果品の品質向上に繋げるもの。
- 令和4年度より、総合評価落札方式において試行を実施。
- 令和5年度からは総合評価落札方式に加え、プロポーザル方式も試行の対象とする。
- また、管理技術者のみでなく、担当技術者において資格を求める場合も対象とする。

※指名段階では適用せず、入札段階にて組合せの加点を行う。

対象

(令和4年度試行)

方式：総合評価落札方式
技術者：管理技術者
(登録資格を求める場合)



(令和5年度以降試行)

方式：総合評価落札方式 + **プロポーザル方式**
技術者：管理技術者 + **担当技術者 ※1**
(登録資格を求める場合) (登録資格を求める場合)

※1 担当技術者に資格を求める場合

◆近年の取り組み

- ・令和4年度(試行開始)実施業務2件・・・入札参加者4者のうち、組合せ評価対象が1者、うち1者が落札。
- ・令和5年度(12月末時点)実施業務3件・・・入札参加者9者のうち、組合せ評価対象が3者、うち2者が落札。
- ・令和6年度も継続

3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

⑱ 国土交通省登録資格の評価(組合せ加点の試行)

試行の考え方

○技術士とRCCM・土木学会認定技術者は、共に、「幅広い技術的な知識を持つ資格」であるため、双方の組合せによる加点は行わないものとする。

○国土交通省登録資格をRCCM・土木学会認定技術者とそれ以外に分割し、RCCM・土木学会認定技術者以外の国土交通省登録資格を「専門的な知識をもつ資格」とし、組合せ加点の対象とする。

【組合せ加点の配点】

配点	
(資格)	(配点順)
① 技術士	1)①
② 国土交通省登録資格(施設分野・業務)	2)②
1 (RCCM、土木学会認定技術者)	
2 (RCCM、土木学会認定技術者 以外)	3)③
③ 上記以外のもの (国土交通省登録資格を除いて、 発注者が指定するもの)	



R5試行
(配点順)
1)①+②2
2)①
3)②1+②2
4)②1または②2
5)③

【参考】国土交通省登録資格に登録された資格数

◆登録状況の変遷

- H28.2に民間資格111資格を追加
- H29.2に民間資格50資格を追加
- H30.2に民間資格40資格を追加
- H31.1に民間資格37資格を追加
- R2.2に民間資格32資格を追加
- R3.2に民間資格8資格を追加
- R4.2に民間資格25資格を追加
- R5.2に民間資格13資格を追加
- R6.2に民間資格23資格を追加

(維持管理分野:49資格)
 (維持管理分野:37資格)
 (維持管理分野:36資格)
 (維持管理分野:37資格)
 (維持管理分野:30資格)
 (維持管理分野:6資格)
 (維持管理分野:21資格)
 (維持管理分野:10資格)
 (維持監理分野:17資格)

計画・調査・設計分野:62資格)
 計画・調査・設計分野:13資格)
 計画・調査・設計分野:4資格)
 計画・調査・設計分野:なし)
 計画・調査・設計分野:2資格)
 計画・調査・設計分野:2資格)
 計画・調査・設計分野:4資格)
 計画・調査・設計分野:3資格)
 計画・調査・設計分野:5資格)

横断型分野:1資格)

◆維持管理分野(点検・診断等業務)

施設等名	登録資格数										計
	H27.1 (R2.2)	H28.2 (R3.2)	H29.2 (R4.2)	H30.2 (R5.2)	H31.1 (R6.2)	R2.2	R3.2	R4.2	R5.2	R6.2	
橋梁(鋼橋)	16	13	13	4	4	2	2	6	0	0	60
橋梁(コンクリート橋)	17	12	13	6	7	2	2	6	0	0	65
橋梁(鋼・コンクリート以外の橋)	-	-	-	-	-	-	-	2	0	2	4
トンネル	5	13	8	3	1	2	2	3	2	0	39
舗装	-	-	-	9	1	4	0	0	2	3	19
小規模附属物	-	-	-	7	2	0	0	0	2	6	17
道路土工構造物(土工)	-	-	-	-	14	12	0	0	2	3	31
道路土工構造物(シェッド・大型カルバート等)	-	-	-	-	8	8	0	0	2	3	21
堤防・河道	-	0	0	4	0	0	0	4	0	0	8
砂防設備	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
地すべり防止施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊防止施設	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3
下水道管路施設	-	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
海岸堤防等	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	6
港湾施設	4	0	0	3	0	0	0	0	0	0	7
空港施設	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
公園(遊具)	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
土木機械設備	-	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
計	50	49	37	36	37	30	6	21	10	17	293

※()は更新年月

◆横断型分野

施設等名	登録資格数										計
	H28.2 (R3.2)	H29.2 (R4.2)	H30.2 (R5.2)	H31.1 (R6.2)	R2.2	R3.2	R4.2	R5.2	R6.2		
測量(UAV測量)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1

※()は更新年月

◆計画・調査・設計分野

施設等名	登録資格数										計
	H28.2 (R3.2)	H29.2 (R4.2)	H30.2 (R5.2)	H31.1 (R6.2)	R2.2	R3.2	R4.2	R5.2	R6.2		
道路	3	3	0	0	0	0	0	0	1	0	7
橋梁	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
トンネル	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	4
舗装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
河川・ダム	2	1	0	0	0	0	2	0	0	0	5
砂防	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
地すべり対策	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
急傾斜地崩壊等対策	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
海岸	12	4	0	0	0	0	0	0	0	0	16
港湾	14	0	0	0	1	1	0	0	0	0	16
空港	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
下水道	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	3
都市計画及び地方計画	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
都市公園等	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
建設機械	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
土木機械設備	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
電気施設・通信施設・制御処理システム	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
地質・土質	9	3	1	0	0	0	1	0	0	0	14
宅地防災	-	-	1	0	0	0	0	0	0	0	1
建設環境	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0	5
地籍調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	4
計	62	13	4	0	2	2	4	3	5	95	

※()は更新年月

3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

② 業務成績評価の対象

【見直し】

【対象：全ての発注方式】

- 業務成績(技術者)の評価対象について、業務評定点から技術者評定点に変更する。(全国统一)
- 評価期間の切替時期について、他地整の状況等も鑑みて6月から10月に変更する。

【総合評価落札方式(簡易型)の場合】

■令和5年度までの運用(令和5年6月1日以降公告の場合)

専門技術力(業務成績)《企業》

国土交通省四国地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査の過去2年度間(令和3年度から令和4年度まで)の**完了業務テクリス平均評価点**を以下のとおり評価する。

専門技術力(業務成績)《技術者》

国土交通省四国地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査の過去4年度間(平成31年度/令和元年度から令和4年度まで)の**完了業務テクリス平均評価点**を以下のとおり評価する。



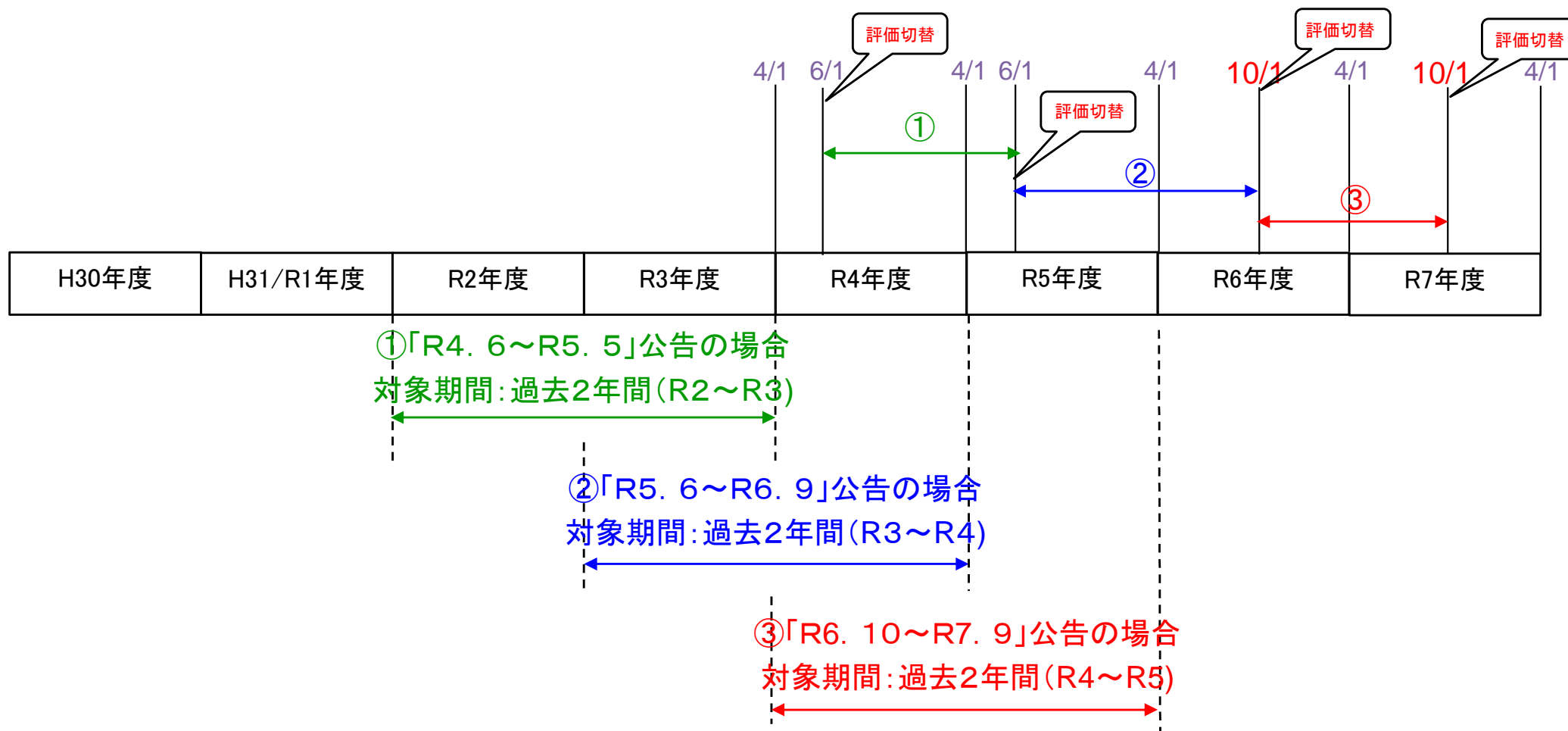
■令和6年度からの運用(見直し)(令和6年度4月1日の場合)

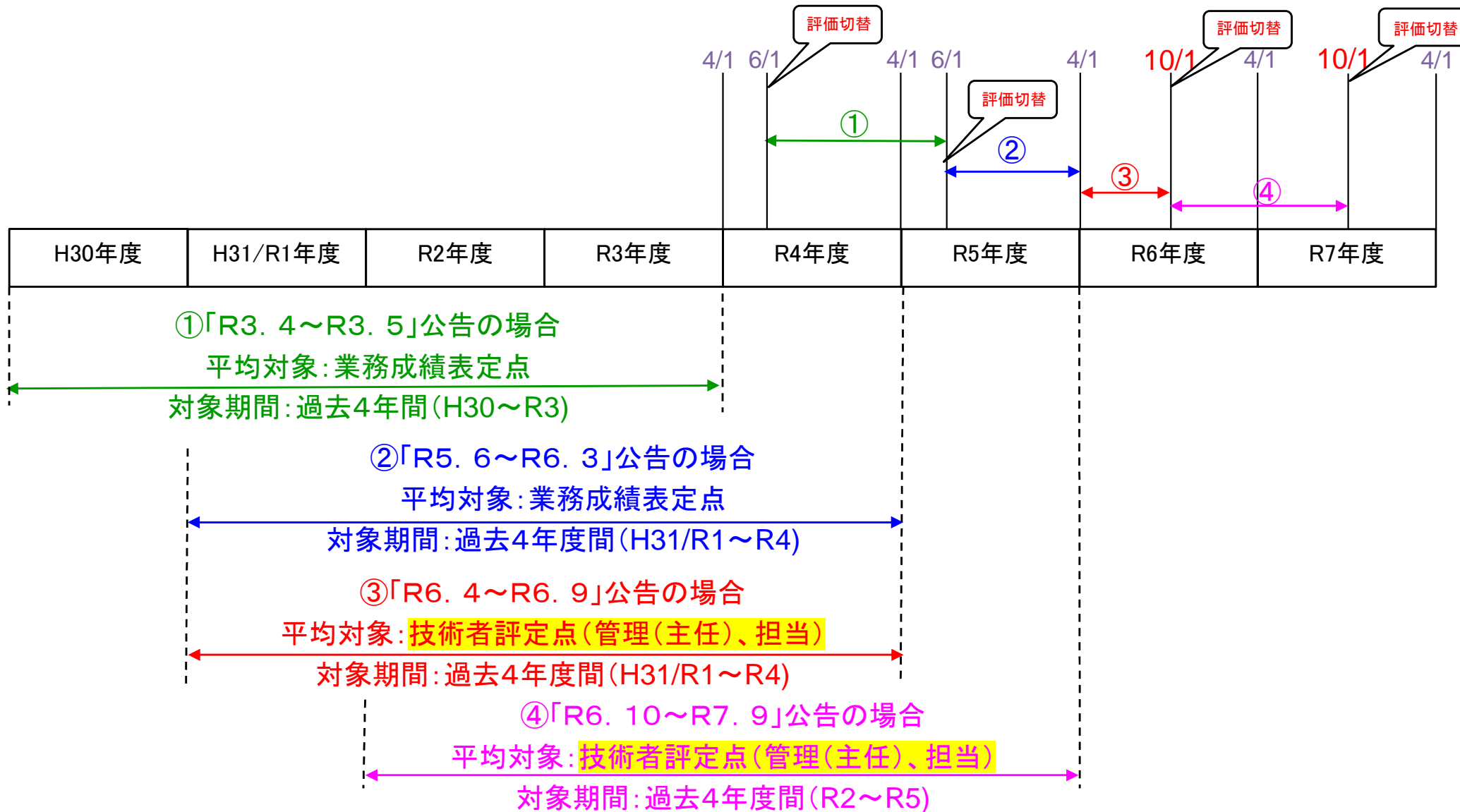
専門技術力(業務成績)《企業》

国土交通省四国地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査の過去2年度間(令和3年度～令和4年度まで)に**完了した業務のテクリス算出平均評定点**を以下のとおり評価する。

専門技術力(業務成績)《技術者》

国土交通省四国地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の土木関係建設コンサルタント、測量、地質調査の過去4年度間(平成31年度/令和元年度から令和4年度まで)に**完了した管理(主任)技術者又は担当技術者として携わった業務における役割に応じたテクリス登録技術者評価点の平均点**を以下のとおり評価する。





業務成績評定通知書添付資料

項目別評定点

(2) 設計業務「調査・計画業務」
業務名：令和〇年度 〇〇〇〇業務

考 査 項 目	細 別	業務評定 (評定点/満点)	技術者評定			
			管理技術者 主任技術者 (注1・2) (評定点/満点)	担当技術者 (評定点/満点) (注1)	照査技術者 (評定点/満点) (注1)	
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制と執行計画	16.0点/20.0点	16.0点/20.0点	4.0点/5.0点	
	実施状況の評価	執行管理	4.0点/5.0点	4.0点/5.0点	4.0点/5.0点	
		品質管理	15.0点/20.0点	15.0点/20.0点	22.0点/30.0点	一点/50.0点
		業務特性	8.0点/10.0点	8.0点/10.0点	10.0点/12.5点	
		創意工夫	2.8点/4.0点	2.8点/4.0点	2.8点/4.0点	
	説明調整能力の評価	説明調整能力	4.8点/6.0点	4.8点/6.0点	4.8点/6.0点	
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	3.5点/5.0点	3.5点/5.0点	5.3点/7.5点	
結果の評価	成果物の品質	24.0点/30.0点	24.0点/30.0点	24.0点/30.0点	一点/50.0点	
評定点の小計(注3)		78点/100点	78点/100点	77点/100点	一点/100点	
事故等による減点		0点	0点	0点	一点	
瑕疵修繕・損害賠償による減点		0点	0点	0点	一点	
その他()		0点	0点	0点	一点	
総合評定点(注3)		78点/100点	78点/100点	77点/100点	一点/100点	

企業の平均評定点の対象

技術者の平均評定点の対象
(各業務の役割に応じて)

※照査技術者として携わった業務は対象外とする。

注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。
2. 測量作業及び地質調査においては、現場代理人及び主任技術者が該当する。
3. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。

3. サステイナブルな四国の安全安心の実現

② 学会表彰の活用

【対象：全ての発注方式】

○地盤工学会四国支部、土木学会四国支部に加え、日本応用地質学会中国四国支部の表彰を活用する。

〔平成30年度まで〕

評価基準

【地質】技術者表彰

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等技術者の局長表彰、事務所長表彰又は地盤工学会四国支部、土木学会四国支部における技術者表彰について下記の順位で評価する。

- ①四国地方整備局長表彰の実績あり
- ②四国地方整備局管内事務所長表彰の実績あり
- ③四国地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰の実績あり
- ④地盤工学会四国支部表彰（技術賞、技術開発賞、研究・論文賞）の実績あり、土木学会四国支部表彰（技術賞、研究論文賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀発表賞）の実績あり



〔令和元年度より試行〕

評価基準

【地質】技術者表彰

国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局における建設コンサルタント業務等技術者の局長表彰、事務所長表彰又は地盤工学会四国支部、日本応用地質学会中国四国支部及び土木学会四国支部における技術者表彰について下記の順位で評価する。

- ①四国地方整備局長表彰の実績あり
- ②四国地方整備局管内事務所長表彰の実績あり
- ③四国地方整備局以外の局長表彰、事務所長表彰の実績あり
- ④地盤工学会四国支部表彰（技術賞、技術開発賞、研究・論文賞）の実績あり、日本応用地質学会中国四国支部（優秀発表賞、優秀ポスター賞）の実績あり、土木学会四国支部表彰（技術賞、研究論文賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀発表賞）の実績あり

◆近年の取り組み

- ・令和元年度は、日本応用地質学会中国四国支部の表彰実績を評価対象に追加
- ・令和6年度以降も継続